

子ども・子育て会議（第11回）、子ども・子育て会議基準検討部会  
（第12回）合同会議  
議 事 次 第

日 時 平成26年 1 月15日（水）9：30～12：30

場 所 中央合同庁舎第 4 号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）保育の必要性の認定について
- （2）公定価格・利用者負担について
- （3）その他

3. 閉 会

[配付資料]

- 資料 1 - 1 保育の必要性の認定について
- 資料 1 - 2 保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見
- 資料 2 公定価格・利用者負担の主な論点について
- 資料 3 「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて
- 参考資料 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので「第 11 回子ども・子育て会議、第 12 回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始したいと思います。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

新年改めて御挨拶申し上げますけれども、また、いろいろなことでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の委員の出欠の状況でございますが、稲見委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。また、荒木委員、内田委員、尾崎委員、尾身委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、秦野市教育委員会教育総務課長の山口様、高知県教育委員会教育長の中澤様、日本商工会議所産業政策第二部副部長の高山様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

また、本日御出席という御連絡をいただいておりますが、秋田委員におかれましては若干遅れられるという御連絡をいただいております。

また、溜川委員、まだお見えではないようでございますが、御出席との御連絡をいただいております。

以上でございます。本日 33 名中 27 名の委員に御出席をいただきまして、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、まず資料でございますけれども、議事次第に記載のとおりですが、資料 1 から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきますが、本日は初めに「（１）保育の必要性の認定について」につきまして御確認いただきます。続いて、主には「（２）公定価格・利用者負担について」の御議論をお願いしたいと存じます。

まず、最初の議題でございます「（１）保育の必要性の認定について」でございます。

先日、12 月の合同会議におきまして、委員の皆様から特に保育必要量の部分に関して、ワーク・ライフ・バランス実現の取り組みを進めること、また、必要以上の長時間保育を助長させないことなどの御指摘をいただいたわけでございます。

いただいた御指摘につきまして、前回、留意事項として整理し、お見せするというところで御了解いただいたわけでございますので、今回、私のほうで整理させていただいたところでございます。

お手元に用意いたしました。附帯意見案につきまして事務局より読み上げさせていただきますので、御確認をお願いしたいと存じます。お願いします。

○長田参事官 それでは、お手元の資料 1－2 というものをご覧いただければと思います。

保育の必要性認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見（案）

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいまお示しいただいたわけですが、附帯意見案を会議の意見としてまとめさせていただくという前提で、保育の必要性の認定、これが前回とほぼ同じものですが、資料1-1「保育の必要性の認定について」につきまして御了承をいただければと存じます。いかがでございましょうか。

北條委員、どうぞ。

○北條委員 ありがとうございます。

前回、同意できないということを申し上げたところでございます。今回、適切な附帯意見をつけていただいたと思っております。そして、現在、既に成立しております子ども・子育て関連3法の枠組みの中で言えば、これ以上のことを求めることができないというこ

とは認識をしているところであります。

ただ、取りまとめに当たりまして、念のためもう一度意見を言わせていただきますが、まず全体として、この保育の必要性の認定につきましては、家事労働あるいは子育てという、そういう尊い仕事を極端に軽視しているというふうに思わざるを得ません。フルタイムで子育てをしている方々、一般的には専業主婦という余りいい名前ではないわけですが、そういう方々は、みずからコストを負担して子育てをなさっているわけでありまして。そういう方々に対する手当というものが極端に軽視されているということは、改めて指摘をさせていただきますと思います。

20 ページ、前回大分問題になりました絵が書いてございますが、ここで最大で利用可能な枠というのが示されております。【保育標準時間】のほうでは11時間までは利用可能ということで印がついている。それから【保育短時間】のほうでは8時間のところで最大で利用可能な枠というものがあられるわけでありまして、点線で「延長保育」というものがそこからはみ出しているわけでありまして。

通常考えれば、最大で11時間保育と考える、あるいは最大で8時間保育と考えるわけですが、そこからはみ出している点線の「延長保育」というのは一体どういう位置づけになるのかということをお教えいただきたいと思っております。

2カ所にあったと思っておりますが、4ページの下のところ「保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）」というものが載っております。私立の保育所を利用する場合ということで左下のところにこういうふうにして書いてある。これは前に指摘しましたように、わけのわからない仕組みでありますけれども、わけのわかるはずのほうは右側なのですが、「保育料は施設・事業者へ支払い」、これが原則でありましようけれども、その後、かぎ括弧がついておりまして「公立保育所は施設の設置者が市町村」ということが書いてあります。このかぎ括弧の中の意味するところは、このイメージ図の中で言うとうどういうことになるのか、御説明をいただきたいと思っております。

最後であります。ただいま読み上げていただきました附帯意見、大変よくまとめていただけたと思っております。ぜひ、これを都道府県、市町村にしっかり周知をしていただきまして、決して超長時間保育を誘導するのではないという趣旨を徹底していただくように、ぜひともお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 貴重な御意見ありがとうございました。

何人か手を挙げてらっしゃいますので、それぞれ順番に。

では、宮下委員。

○宮下委員 この附帯意見ですけれども、非常によく書かれていると思っておりますので、市町村に向けても徹底していただきたいと思っております。また、幼稚園に入園している多くの親が3歳までは自分の手で自分の子どもを育てたいという気持ちを持って育てておりますので、そういう人たちにどこかで明かりがともされるような制度や仕組みにしていいただきたいと

思います。その方法としてはいろいろあると思いますが、どの親にも認められるような施策であってほしいと願っているところです。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

附帯意見については、おおむね賛同いたします。親の側の立場としては、2段目に書かれております預かり保育や一時預かりを含めて、多様な提供手段が選択肢として確保される、それについてきちんと情報が伝わっていくということがもちろん大事だと思いますし、また、そのことについてしっかりと書かれたということは評価できる点かと思います。

さらに、一番下のところでワーク・ライフ・バランスのことが強調されていますが、その下のところに「父親も子育てができる働き方の実現」ということが書かれてありますとおり、これについては、やはり労働法制をしっかりと改革していかなければ進まないところが多分にあると思いますので、この附帯意見をもとに、厚労省側にしっかりとその整備をしていただくように強く意見を求めるところであります。

同時に、現在アベノミクスということで、大企業においてはベアが実施検討されていくという方向、これについては、すばらしいことではあるとは思いますが、これが中小企業、さらには非正規、こうしたところにも届くかどうかということが問題になってくると思います。

それ以上に働き方の見直しというものが、やはりそのベアを上げるということ以上に僕は大事だと思いますし、それを政労使が認識を一つにして取り組むということが、さらに言えばもっと重要だと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。本年もよろしくお願いいたします。

さて、本日の案として示されました附帯意見につきましては、前回の北條委員の御意見や、また、早期の取りまとめを求める多くの委員の皆様の意見を集約されたことと、無藤座長の御努力に敬意を表したいと思います。

私たち自治体としても、この子ども・子育て支援の新しいあり方については、これまでの議論あるいは既にまとめられております方針などに見られるとおり、国から都道府県、また基礎自治体、市町村も、それぞれこれまでその趣旨を学びながら歩みを進めております。

したがって、本日附帯意見にまとめられておりますように「子どもの最善の利益」の実現を目指して、1点目として、保護者の就労実態に応じた必要な範囲での適正な保育の利用支援に努めますとともに、2点目として、保育を必要とする保護者に対しては、保

育園の保育だけではなくて、幼稚園の預かり保育の活用を始め多様な選択肢が確保されているということを十分情報提供するという役割を持つことを再確認しております。

また、3点目として「働き方の改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の推進についても地域の事業者等々と話し合いながら進めているところでございます。

そして、この対応方針の確認という取りまとめだけではなくて、今回「附帯意見」というまとめ方を会長から御提案いただいたということは、この会議の、私たちの強い意向を示したものであり、大変重い内容であると受けとめております。

今後、私たちが子ども・子育て支援のあり方について、さらに本日以降、公定価格についても中心的に議論していくわけですが、このような新しい子ども・子育て支援新制度実現に向けては、国においてもさらなる財源の確保ということをお願いしていかなければなりません。そういうようなことも、ひょっとしたら今後、この「附帯意見」というような形で私たちが示していくことになるのかもしれないということも、ちょっと感じたところです。

したがいまして、私は、この「附帯意見」という取りまとめの中で、3点に凝縮していただいた内容というのは大変重要なものであり、早期の取りまとめを求めている委員の1人として、この形で取りまとめられたらありがたいなと、このように感じております。どうぞよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

あと、よろしいですか。

それでは、月本委員、お願いいたします。

○月本委員 全日本私立幼稚園 PTA 連合会から参りました月本です。

幼稚園に子どもを通わせる保護者の立場から意見を述べさせていただきます。

この附帯意見は、とてもいいと思うのですがけれども、今までの会議の流れを見ていると、私たち専業主婦、家事、育児に専業して子どもを育てている私たちには手厚いサポートはしてもらえないのかなという不安もあります。これからまだ先を決めていく上で、平等でよりよいサポートを、どの子どもにも、どの保護者にも、よりよいサポートをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○無藤会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど御質問もありましたので、お願いします。

○橋本保育課長 それでは、北條委員のほうからの御質問2点ございましたが、まず1点目、資料の20ページにございます保育標準時間認定の場合の11時間を超えた部分あるいは保育短時間の8時間を超えた部分につきましての延長保育という記述でございますが、これは、この子ども・子育て支援法の中で、地域子ども・子育て支援事業ということで13個の事業がございまして、その1つとして挙げられております延長保育事業を指すもので

ございます。

こういった施設型給付あるいは地域型保育給付という枠組みの中で対応されていない時間帯につきましては、別途のこういった事業で対応すると、こういう趣旨をここで書いたものでございます。

同じ資料の4ページのところにございます公立保育所の場合の記述でございますが、この4ページの絵は、私立の保育所を利用する場合と、それ以外の施設を利用する場合の利用手続の違いを記述したものでございまして、私立の保育所の場合につきましては、国会での修正によりまして、施設型給付ということではなくて委託費を支払うという形での修正がなされたわけでございます。

その背景には、ここにございますように私立保育所を利用する場合には保護者と市町村との間の契約ということで、あくまでも保護者と契約するのは市町村ということが前提にあるわけでございまして、それで保育料は市町村のほうに支払うという枠組みになっているわけでございます。

右側のほうの私立保育所以外のものにつきましては、この施設型給付が支払われ、保育料は施設事業者に対して支払われるという形の枠組みになるわけでございますが、この中で公立保育所の場合には、施設の設置者が市町村自身でございまして、結果的には保護者と市町村の間の契約という形になってまいります。

そういう意味で、私立保育所を利用する場合が、保護者と市町村との間の契約であるということと結果的に同じような形になるということを示している図でございまして。

以上でございます。

○無藤会長 北條委員、どうぞ。

○北條委員 すみません、今の最後の部分でありますけれども、念のための確認であります。保育料は施設事業者へ支払いということは、これは決まっていることでもありますから、公立保育所においても保育料はそれぞれが利用している施設に支払う。それが結果的には市町村に納入したということになると、そういう理解でよろしいのでしょうか。確認をお願いします。

○無藤会長 お願いします。

○橋本保育課長 ここにございますように、公立保育所の場合、施設の設置者が市町村という立場でございまして、契約の当事者はあくまでも保護者と施設の設置者の間でございまして、その徴収を公立園の現場で行うのか、それとも市町村のほうの市役所等で行うのかということところは、それぞれの自治体の判断でございまして、いずれにしても、設置者がこの契約の主体になると、そういう趣旨でございまして。

○無藤会長 どうぞ。

○北條委員 それでは納得することはできません。今までの御説明と全く違っております。事業所と直接契約で直接保育料を納入するということがずっと言われてきたのに、なぜここに至って今のような説明になるのか、理解に苦しみます。

○無藤会長 何か、今の点で。

私の理解では、説明がここで新たに変わったということではなくて、事業者の設置主体ですので、例えば民間の法人の場合でも個別の園にじかに払うか法人として徴収するか、それは法人の判断だったのではないかという気がいたしますけれども、何か御議論ありますか。よろしいでしょうか。それでは、幾つか御意見頂戴いたしました。

どうぞ。

○北條委員 今の部分については了解しかねますので、この部分だけは、今後もう少し理解できるように御説明をいただくということを条件に取りまとめに同意いたします。

○無藤会長 わかりました。では、その点については、説明をもう少し丁寧に次回以降、機会を得て行っていただくということで、今日お出しした資料1-1「保育の必要性の認定について」、そこに特に重要なのは附帯意見案を会議の意見としてまとめさせていただくということでございますけれども、それについての御了解を得るということで御了承いただきますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤会長 よろしいですか。ありがとうございました。

榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 確認事項については、私も了解です。

先ほど、附帯意見をめぐっているいろいろ御意見があったので、一言申し上げたいと思いました。

ここまでの新制度についての議論がまとめになるというところで、それぞれの立場から残る課題についておっしゃったのだと思います。ただ、会議の構成が保育と幼稚園の関係者の方が多くて、保育も幼稚園も使っていない親子や、親に養育されていないお子さんなどの課題が漏れがちで、そのことについて一言申し上げておきたいと思いました。

新制度というのは、全ての子ども、日本で育つ全ての子どものための制度で、幼稚園や保育園をきちんと利用できるようにする、親も子育てをしながらの生活が守られるよう保障するということはとても大切ですが、親がいない、親に育ててもらえない子どもたちへの支援はほとんど議論できていません。新制度の中で今後もっときちんとカバーされていくべきだという観点から期待したいと思います。

○無藤会長 ありがとうございました。

その趣旨も踏まえたところでの附帯意見ということで理解したいと存じます。

それでは、改めて武川統括官、お願いいたします。

○武川統括官 統括官の武川でございます。いろいろ御議論ありがとうございます。

政府といたしましては、新制度の施行に当たりまして、本会議からいただきましたこの御意見の趣旨を踏まえまして、しっかりと対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。



それでは、本日もう一つの大きな議題でございます「(2) 公定価格・利用者負担について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

公定価格につきましては、昨年行われました基準検討部会等の中で、全体の総論編に当たるものと、各論的な内容、各論編にわたるものとの両方に分けて御議論いただいてまいりましたが、本日お配りしております資料2は、この総論の部分と各論の部分、さらには利用者負担の部分も全体を合わせまして公定価格の中で一連の議論として整理をしていただくべき内容を再整理したものでございます。

おおむねの内容につきましては、昨年いろいろと御提示をさせていただきました内容を踏襲しておりますので、少し端折りながら説明をさせていただければと思います。

最初に目次を開いていただきますと、大きくは「公定価格に関する論点」というものと「利用者負担に関する論点」というものの2つに分かれております。

そして、公定価格についての論点につきましては、まず最初に「基本的な構造」という議論があり、そしてそれ以外の個別の検討項目ということになるわけでございますが、この検討項目につきましては、全体を通じて議論の要素となっておりまして「共通要素①」ということでくくっております。例えば認定区分ですとか、あるいは地域区分ですとか、こういった要素が1つ。

2つ目としまして「共通要素②」ということで、人件費とか、あるいは事業費ですとか管理費、そういったそれぞれの公定価格を定めていく中身にわたってくる部分、そういったものに構成をしております。

そして、大きくはさらに「加算」ということで、いろいろな政策的な対応その他がございますので、「加算」という要素を組み入れております。

そして「その他の論点」ということで、1つには「保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について」それからもう一つは「地域型保育事業に係る事項について」ということで、分けて議論を整理しております。

こういった目次立てになっておるということをお前提にいたしまして、以下の資料をご覧いただきたいと思いますが、2ページのところにつきましては省略いたしまして、3ページでございます。

もう一回復習でございますけれども「1. 公定価格の基本的な構造」ということで、最初の○のところをご覧いただきますと、子ども・子育て支援新制度における公定価格、これは「認定の区分」それから「保育必要量」「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される通常要する費用の額、これを勘案して定める基準によって算定した額ということになっているわけでございまして、この通常要する費用の額の算定、これに当たりまして、職員配置を初めとして、そういったさまざまなことが定められております認可基準、こういった中で求められている水準をベースにしまして、人件費とか事業費とか管理費とか、こういったものがどのくらい必要なのかということをお評価していくということになる

わけでございます。

その下にイメージの図がございますが、全体をつくるときのつくり方としまして、基本となるものと加算という形でなるもの、この2つに大きく分けております。

この基本となるものの中に、例えばこの共通要素の①が先ほど申し上げたようなさまざまな要素、あるいは共通要素②ということである人件費や事業費や管理費、こういったものが含まれてくるということになるわけでございます、これにさまざまな観点から加算を加えるという形の構成になってまいります。

また、その次の4ページのほうに参考ということで図をつけてございますが、これまで御議論いただきました保育認定あるいは地域型保育事業の認可基準あるいは確認制度、こういった中身がそれぞれ公定価格のそれぞれのいろいろな要素に関係してまいります。

保育認定の部分につきましては、申すまでもなく共通要素①の中の認定区分ですとか、あるいは保育の必要量、こういった要素に関係してまいりますし、また、認可基準等の中で、例えば職員配置基準というものは共通要素②の人件費。また、施設や事業に求められるこの実施内容等というのは、例えば事業費や管理費といったものにも影響を与えてくるものでございます。

また、確認制度の中で求めています利用定員、こういったものは共通要素①の中での利用定員別という要素に絡んでまいりますし、運営基準として定めるものは一番下の「利用者負担」のところの「実費徴収、上乘せ徴収」こういった要素にも関係してくるわけでございます。

さまざま、認可基準等で定めております中身が、こういった公定価格と一定の関係性を持って成り立っているということでございます。

5ページは全体のスケジュールでございます。6ページも同じでございますが、これまで説明しているとおりでございますので、来年度当初、早い時期のこの骨格の提示というところができるように年度内の御議論を行っていただければと思っております。

以下7ページから、今度は個々の内容でございますけれども、まず最初の「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」ということで、これまで例1、例2、例3ということで個別費目の積み上げ方式である例1、それから包括的な体系となる例2、人件費部分を個別の積み上げ、そして事業費や管理費との部分を包括的な形にする例3といった3つほどの例を挙げてそれぞれ特徴等を説明してまいりました。

これまで、この3つの例等を踏まえて御議論いただいております主な御意見を、囲みの中に書いてございます。

その下に、【検討の視点】ということで書いてございますが、

○ 新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、いずれにせよ対象となる費目を一定程度特定した上で評価することが必要ではないか。

○ 上記の例1～例3は、特に公定価格の改定のあり方に関わるものではないか。

ということで、書かせていただいております。

それぞれの考え方で公定価格をつくりまして、これを動かしていく中では、今後どういうふうに変更していくかということもセットで1つの全体の体系ができてくるわけですが、最初にこの制度のスタートに当たりまして、公定価格をどのような形で最初につくるかということを考えましたときに、いずれにせよ、対象となる費目を一定程度特定した上で評価をしていくという作業がどうしても必要になってくるだろうということで書かせていただいたものでございます。

9ページは参考ですので飛ばしていただきまして10ページでございますが、その他、この全体のつくりに関係してくることといたしましては「公定価格の表示方法」を円の表示でやっていくという考え方もございますし、また、他制度の中では単位とか点数とかそういう形で示しているものもございます。こういった方法についても最終的には検討が必要でございます。

また、その次に先ほど申し上げたことと関連いたしますが「公定価格の改定」ということがございます。

公定価格の改定の時期や方法については、地方自治体の事業計画の状況等を踏まえながら、物価など経済状況の変動等に対応できるものとしていく必要があるが、具体的なあり方については公定価格の骨格を整理した上で、別途検討する必要がある。ということでございます。

当面、この骨格のつくりというものを御議論いただく必要があるわけですが、当然のことながら、長期的に見たときに物価など経済状況の変動等に対応できるものでなければなりませんので、そういったところの改定の時期や方法については、別途また御検討いただきたいということでございます。

以下、11ページからが今度は個別の検討項目でございます。

個別の検討項目の中の、まず12ページからが共通要素①ということでくくっておるものでございます。

まず、この中の「1-1. 認定区分との関係」でございますが、法律上の規定がございしますが、認定区分を勘案して公定価格を定めるということが決められております。当然のことながら、このさまざまな3つの種類の認定というものがここにかかわってくるわけでございます。

さらに14ページにいきまして「1-2. 年齢との関係」というものをここに出してございますが、認定区分ごとということだけではなく、また、各年齢ごとに職員配置基準が異なるということもございしますので、人件費等がそれに伴って違ってきます。そういったことを踏まえて考えていく必要があるということで書いたものでございまして、保育認定を受ける子どもの場合で考えてみますと、保育所の配置基準というものが0歳児と1～2歳児と3歳児、4歳以上児で違ってまいります。

また、この教育標準時間認定のほうのお子さんについて考えましたときに、今、幼稚園のほうの職員配置基準はございせんが、この実態等を踏まえながら、年齢区分の取り扱

いをどうするかという議論も必要でございます。

続きまして、15 ページでございますが「2. 保育必要量との関係」ということで、これも法律上、保育必要量を勘案して定めるという取り扱いになってございます。こういった、先ほど御議論いただいた点を踏まえての検討でございます。

それから16 ページ「3. 地域区分との関係」でございますが、人件費の違いというものがございまして、施設の所在する地域を勘案して公定価格を設定するということが、これも法律上規定されてございます。これにつきまして、16 ページの下のほう「地域別の人件費の違いを考慮することを基本」としながら、また、その区分の設定方法、これを現行の制度の状況あるいは達成度の状況等を見ながら検討していく。さらに、一旦設定したこの区分を見直す際のルールということもあわせて検討していくということになってまいるわけでございます。

17 ページ以降に、より細かい既にお出しをしておりました内容を記述しておりますが、現行制度の場合で見ますと、国家公務員の地域手当というものをベースにして設定しているものが多くございます。

仮に、国家公務員の地域手当というものを基本として考える場合には、幾つかそれに伴って出てくる論点があるということでございまして、1つはこの「視点1」ということで書いてございますが、国の官署が所在しない地域の設定方法をどうするかという問題が1つございます。国の官署がある地域の場合には、国家公務員の地域手当の区分が設定されておりますけれども、そういう官署がない地域の場合どうするか。

それから、18 ページにまいりまして、区分を最初に設定するときどういう市町村エリアで考えていくのか。もとにしております国家公務員の地域手当の場合には、人事院のほうで10年ごとに見直しているわけでございます。現在の地域手当の取扱いは、平成18年4月1日時点で設定されております市町村エリアの区域で設定されておりますので、そのところを踏まえてどうするかということ。

さらには、今度は「視点3」でございますが、最初にどこのエリアで区切るかということと同時に、定期的にこの改定をしていくということについてどう考えるかということでございます。人事院の地域区分は10年ごとでございますけれども、この新しい制度の中でどうするかということもございまして。

〈主な御意見〉のところがございますように、さまざま、これについてはこれまでも既に御議論いただいております。なかなか合理的に納得がいかないというふうな御意見も一部いただいているところでございますが、さらにこれについては御議論を深めていただければと思っておるところでございます。

22 ページにまいりまして「4. 定員規模との関係」でございます。

これは国会の附帯決議等におきまして、定員規模別に公定価格を設定するという議論がございまして。現在の保育所あるいは幼稚園等の定員の実情ということも見ながら、また、新しくつくられます地域型保育事業につきましても、定員区分をどうするかといったとこ

ろを検討する必要があります。

より具体的には、25 ページにまいりますが「論点 1」としまして、保育所の場合には現在 10 人単位で、そしてまた、最大の定員区分のところは 171 人以上という形になっているわけですが、ここを新制度上どうしていくかということ。

それから、幼稚園の場合にはこういった定員の区分というのは今は制度上はございませんが、もう少し粗いくくりで 30 人単位ぐらいでどうかという議論、あるいはさらに定員規模が小さい施設の場合には、よりきめ細かな刻みということも検討してはどうかということ。

それから、最大のところ保育所の場合は 171 人でございますけれども、幼稚園の場合ももう少し大規模な園も多くございますので、全体この最大値のところがおおむね 5 %程度となるような区分というところで考えられるのではないかといたところを、ここでお出しをしております。

地域型保育事業につきまして、小規模保育の場合には 6 人～19 人の幅がございますので、2 区分程度のことを考えてはどうかということも既にお出しをしております。

「論点 2」といたしまして、認定区分の異なる子どもが混在する施設が出てくるわけですが、特に認定こども園の場合には認定区分の異なる子どもが一緒にいるということで、そのところで共通の固定的な経費の取り扱いということをどう考えるかというところが定員区分等の関係では問題になってまいります。

既にこれについても〈主な御意見〉という附帯がございますように、何点か既に御意見をいただいているところでございます。これも引き続き議論を深めていただければと思います。

30 ページにいきまして、共通要素②でございます。

ここからは人件費、事業費、管理費といったより中身の、経費の性質に応じたものに即した説明でございます。

まずは人件費でございますが、人件費を考えるに当たっての 1 つの要素が職員配置でございます【検討の視点】でございますように、国会での附帯決議の中で「3 歳児を中心とした職員配置等の見直し」といったことが求められております。

また、先ほど申し上げましたように、幼稚園について、現在この学級編制基準はあるけれども職員配置基準がないといった状況を踏まえて、どうしていくかというところも議論のポイントでございます。

31 ページにまいりまして、幼稚園教諭、保育教諭、保育士と、こういった方々の取り扱いをどういうふうに改善していくかということがございます。同時に、真ん中当たりでございますけれども、幼稚園における原則必置である教頭あるいは事務職員、それから保育所における所長の設置の取り扱い。

それから最後の○にございます、その他の職員につきまして、例えば子どもの健康管理、食育の推進、事務の処理、諸作業への対応等、こういった観点からどのように対応してい

くか、さまざまこれも広い論点があるわけでございます。

34 ページのほうにまいりまして「②処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて」という論点がございます。

これも、どうしても今の保育士あるいは幼稚園教諭の処遇が民間のほかの職種に比べて低い傾向があるというところがございますので、処遇改善を考えていくということが重要な要素になっておるわけでございますが、3つ目の○にございますように、常勤や非常勤の別ですとか、あるいは勤続年数、経験年数こういった要素を情報公表の対象にしておりますけれども、こういった要素を公定価格に反映される仕組み、これを検討していくということが1つの課題でございますし、また、より長く働くことができる職場、これを構築していくために、処遇改善と合わせてキャリアアップの仕組み、これをどうしていくかというところが検討のポイントになります。

この※印にございますように、民改費あるいは保育士等の処遇改善臨時特例事業こういった保育につきまして、現行制度上、講じている対応がございます。

それから、介護保険制度における処遇改善の仕組みというものがございます。こういったものも参考にしながら議論いただく必要がございますので、36 ページのところをご覧くださいただければと思いますが、(参考2)ということで、まず「①民間施設給与等改善費」いわゆる民改費でございますが、保育所運営費の中での現行の仕組みでございます。

主に、公・私施設間の職員の初任給あるいは諸手当等の水準の格差の是正、それから法人における定昇財源の確保と、こういった観点から運営費の加算をする仕組みでございます。現行の仕組みの中で4%~12%まで4段階の加算率というものがございます。

この下の絵がございまして、下の絵でいきますと薄いネズミ色で塗ってある4%、8%、10%、12%というこの階段が民改費のものでございます。

そして「②保育士等処遇改善臨時特例事業」というものがございます。これは安心こども基金で行っているものでございますが、24年度の補正予算で措置をしたものでございます。また、26年度につきましても、当初予算案の中で保育緊急確保事業の1つとして講じることとしております。

この仕組みでございますが、保育所の処遇改善ということで民間施設給与等改善費を基礎にしまして、この上乗せ相当額を保育所運営費とは別に特例事業ということで各市町村、保育所に対して交付をするものでございます。

その際、効果の確認として保育所に対しまして、処遇改善計画の策定あるいは実績報告ということを求めることといたしております。

先ほど申し上げました下の絵では、この民改費の薄いネズミ色の階段の上に、濃いネズミ色の階段がその上に乗っかっているかと思っております。このところで、平均の勤続年数が10年に達するところまでの間が1年延びるごとに1ポイントずつ加算率が上昇するような形でこの臨時特例事業を講じておりまして、これによりまして処遇の改善さらには離職の防止といったことを図っていこうという狙いで今、実施しているものでございます。

続きまして、37 ページにまいります。「(参考3) 介護職員処遇改善加算の概要」でございます。

介護保険の仕組みのもとにおきましても、やはり介護職員の処遇の改善ということは課題になっておりましたので、平成 23 年度まで介護職員処遇改善交付金という別途の事業が行われてきたわけでございます。この交付金によります処遇改善の効果を継続するという観点から、この交付金を円滑に介護報酬に移行するということを目的としまして、平成 26 年度までの措置として創設されておりますのが、この「介護職員処遇改善加算」というものでございます。

加算には3つの種類がございます。下に「必須要件」と「キャリアパス要件」と「定量的要件」という3つの要件がございますが、この「必須要件」は当然でございますけれども、「キャリアパス要件」と「定量的要件」のいずれも満たす場合と、いずれかを満たす場合と、いずれも満たさない場合ということで(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の区分がございます。 (Ⅱ)の場合には0.9掛、そして(Ⅲ)の場合には0.8掛といった形となっております。

「必須要件」の中身は、この賃金改善につきましての計画の作成あるいは周知。それから都道府県知事への届け出。それから賃金改善の実施。さらには実績の報告。さらに労働関係の法令違反がない、あるいは労働保険料の納付を適切に行っているといったことが要件でございます。

さらに「キャリアパス要件」につきましては、職員のこの任用等の要件、賃金に関するものを含めまして、任用等の要件を定めて周知をするということ。あるいは、資質の向上のための計画策定をし、研修の実施や研修機関の確保をし、周知をするということ。こういったことのいずれかを満たすということが要件になっております。

「定量的要件」につきましては、この実施した内容等を周知するといったことが要件になっております。

介護保険の制度の中で、別途の事業として行ったものを全体としての公定価格体系に効果を持続させながら組み入れるということを狙いとしたものでございまして、1つの参考になるものと考えております。

38 ページからが今度は人件費や事業費の関係でございまして、「①保育必要量の取扱いについて」ということで、保育標準時間認定と保育短時間認定、これに対応するものということが1つのポイントでございます。

39 ページにまいります。これは年間の日数等のことでございますが、保育の認定を受ける部分につきましては年間 300 日ということ。それから、教育標準時間認定を受ける部分につきましては1学年 39 週、約 220 日というところが基本になりまして、その他土曜の取り扱い、あるいは長期休業中の取り扱いといったものを検討する必要がございます。また、1日の時間帯の中での早朝・夜間等の取り扱いも検討が必要でございます。

40 ページにまいります。給食費の取り扱いにつきまして、現在、給食を実施すること

になっております保育の対象の子どもたちにつきましての給食の費用、それから教育標準時間認定の子どもについての給食の費用、こういったところも今後の議論の1つのポイントでございます。

41 ページにまいりまして「④障害児の受け入れ促進について」の関係でございます。

既にお渡ししております資料の中で、幼稚園の場合には今、国の私学助成に基づく特別補助というものがございます。障害児2人以上在園する園に対する財政支援が行われています。保育所の場合には、重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につきまして保育士1人の配置となるように地方交付税措置がされているということで御説明いたしました。

これを、従来のこの財政支援措置ということでの対応ということになりますが、それを基本とするということと、それから地域型保育事業につきまして、新たに創設されたものということで障害児の受け入れ促進のために必要な措置を講じていくこととするといったことを【検討の視点】の中に挙げております。

(参考)にございますように、幼稚園の特別支援教育経費のほうの状況でございますが、予算額といたしまして、一番上の欄に国庫補助の予算額。真ん中の欄に都道府県の補助額。そしてそこで対象となっております補助の人数といったものがここに記載されております。

平成24年度のところで見てみますと、国のほうからが約31億強。都道府県のほうから84億強といった補助がなされているという状況でございます。

42 ページにまいりまして、障害児保育の関係でございます。

一番上に保育所数、これは全体の保育所数でございます。23年度を見ますと全体で23,385カ所ございます。公立と私立の別で、箇所数をそれぞれ記載してございます。

その下の段でございますが「障害児受入保育所数」ということで、特別児童扶養手当の支給対象児という、比較的重度の障害児の受け入れを行っている保育所数を書いたものでございます。全体として7,145カ所のところで受け入れをいただいているということでございます。

そして受け入れの障害児数でございますが、下から2つ目の欄でございます。平成14年度のところで10,188人でございました。その後も多少波はございますが、23年度で10,921人ということで、ほぼ安定的に障害児の受け入れがなされているという状況でございます。

一番下の欄、17年度以降のところにつきましては、軽度障害児を含む実障害児数ということで、特別児童扶養手当の支給対象にならない軽度の障害児も含めた対象人数ということで書いてございます。こちらにつきましては、数字をとり始めた17年度以降、毎年少しずつ数字が伸びているという状況でございます。

43 ページをご覧くださいますと、障害児保育につきましての、一般財源化をいたしましたこれまでの経緯等を書いてございます。

昭和49年度から平成14年度までの間、特別児童扶養手当の支給対象児童4人に対して1人保育士を配置できるようにということでの障害児保育事業を行ってまいりました。平成



15年度以降、一般財源化をいたしまして、この4人につき1人といった配置を地方交付税算定対象としまして、地方財政措置を行うという取り扱いにかわったわけでございます。

それから19年度におきまして、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が多数受け入れられているという実態を踏まえまして、地方交付税の算定対象を、軽度障害児まで広げまして、また、合わせてこの特別な支援が必要な子ども2人に対して保育士1人の配置とする要望を行いまして、この内容に沿った地方交付税の拡充といったことを行ったわけでございます。

現在、こういった職員の加配という措置と職員の資質向上、それから受け入れに必要な施設の改修等に対する支援と、こういった柱で今、障害児の受け入れの対応をしております。

44ページは「保育所等訪問支援の概要」ということで、これは保育所あるいは幼稚園といった、いわゆる障害児に対する対応としましての一般施策、その中身と、この児童発達支援センター事業を初めとする障害児の対応の専門施策、この結節点というつなぎ役になるような事業としまして、平成24年度からスタートいたしました障害児通所支援の1つの事業でございます。

一番上の「○事業の概要」にございますように、保育所等を現在利用中の障害児それからまた今後利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に訪問支援を実施することによりまして、安定的な利用を促進するというものでございます。比較的最近始まった事業でございますので、今後、徐々に軌道にのっていくということが期待されるというところでございます。

45ページ「⑤その他」ということで、今後さらにいろいろ検討していく中身といたしまして、研修の充実ですとか、あるいは保幼小の連携強化といったところも検討材料が必要でございます。

45ページ以下から、今度は管理費でございまして「①減価償却費、賃借料の取扱いについて」こういった点が1つございます。

また、45ページ下の②のところは第三者評価の関係でございまして、第三者評価の受審促進といった観点からの対応を検討する必要がございます。

47ページにいきまして、各種の加算でございます。

このページには現在、保育所運営費の中に設けられております加算を、ある程度所在する地域によって対応するもの、事業の実施状況等により対応するもの、その他、という区分け。それから、人件費のみにかかわるもの、人件費と物件費の両方にかかわるもの、物件費のみにかかわるものといった形に区分をいたしまして挙げてございます。

こういったものを1つの参考としながら、さまざま加算という様子をどういうふうに考えていくのか。それから、一番下の○で「併せて、」ということで、定員を恒常的に超過している場合なども含めまして、調整のあり方につきましても検討が必要ではないかといったことも同時に挙げさせていただいております。

49 ページからは「IV. その他の論点について」でございますけれども「1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について」といたしましては、学校医のほか、学校歯科医、学校薬剤師といった部分の、こういった幼稚園・認定こども園について必置となっている部分の取り扱いの問題あるいは認定こども園における副園長等の問題なども1つの論点でございます。

また、子育て支援機能という点、認定こども園につきましては子育て支援事業の実施が義務ということ、幼稚園や保育所につきましては努力義務となっていること、こういった位置づけの違いを踏まえてどう考えていくか。

それから51ページにまいりまして、認定こども園や幼稚園におきまして直接契約に伴う事務負担、こういった点をどういうふうに考えていくかというところが1つございます。

52ページ、これは地域型保育事業のほうでございますが、この中では「検討例」ということで、論点となる例を6つほど挙げてございます。

保育士の配置比率の向上に伴う段階的な評価、連携施設への評価、事業所内保育における従業員枠と地域枠との関係。53ページにまいりまして、居宅訪問型保育事業と労働基準法との関係、管理者や事務体制の取り扱い。それから家庭的保育事業における家庭的保育補助者の配置ということで、調理員との関係等も含めたものでございます。

こういったものが主立った論点として挙げてございます。さらに、こういった点についての議論を深めていく必要があるだろうと考えております。

続きまして、今度61ページのほうに飛びまして、「利用者負担に関する論点」でございます。

一番上の○にございますが、法律の中でこの利用者負担については、「世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること」とされておりまして、現行の幼稚園や保育所の利用者負担の水準をもとに具体的な水準を検討する必要があるとございます。

これにつきましても、公定価格の議論と並行しまして、円滑な施行ができるよう早目に固めていくということが必要でございます。

62ページから、より具体的な論点でございますが、所得のこの区分につきまして、現在の幼稚園就園奨励費の場合には5区分ございまして、これを踏襲するかどうか。

それから、保育の区分につきましては現在8区分がございます。3歳未満児の部分につきましては、これを引き続き踏襲する必要があるかと思いますが、3歳以上児の部分につきましては、所得階層が高いところにおきまして、いわゆる保育単価限度といった形で頭打ちになっているケースが多いということを勘案しまして、6区分程度としてはどうかということを提案しておりまして、これもさらに議論を深めていただきたいと思います。

それから、所得区分の決定方法につきまして、市町村民税額の所得割これをベースに行うということを提案しているわけでございますが、合わせて63ページのほうに、その負担の切りかえ時期ということも1つの論点として挙げております。

市町村民税、これを決定する時期が毎年度6月ということでございますので、それを考

えましたときに、「例1」にございますように年間を通じて前年度分の市町村民税額で認定をするのか、それとも「例2」にございましたように4月から5月の間は前年度分、6月以降は当年度分という形に区分けをするのか。それから「例3」のように年間を通じて当年度分という形で考えていく、そのために6月以降に後から遡及して認定をするといったやり方、幾つか書いてございます。それぞれ現場サイドの御意見等もございまして、既に御意見をいただいているということでございます。こういったところもさらに深めていただきたいと考えております。

イメージ図のところを少し飛ばしまして、67ページでございます。

67ページから、今度は「4. 多子軽減の取扱いについて」ということでございまして、同一世帯の複数の子どもが利用しているという場合の取り扱いでございまして、2人目の子どもの場合には半額、3人目以降は無料という取り扱い、これで保育所と幼稚園の取り扱いが整合的なものになるようにと「負担の平準化」の観点から26年度の予算要求をさせていただいておりますが、26年度の予算案におきまして、幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させるということになっておりますので、68ページの下の赤く点線で囲ってある部分、このところが26年度の予算案で対応するという事になったものでございます。

そういったものを踏まえて、この26年度の内容というものと整合性をとった形で実施することとしてはどうかということを書かせていただいております。

69ページでございますが「5. 実費徴収・上乘せ徴収の取扱いについて」の関係でございまして。

これまで、確認制度議論の中で、施設事業者に遵守していただく運営基準ということの中でこの議論をいただいております。囲みの中にあるような形で整理をいただいております。

また、実費徴収につきましては、地域子ども・子育て支援事業、13の事業の中の1つといたしまして「実費徴収に係る補足給付を行う事業」というものが1つございまして、これもどうするかということを検討する必要があります。

【検討の視点】といたしまして、実態調査の結果、これを見ながら、また、公定価格の中での対象とする経費の範囲等も合わせて検討していく必要があるということでございまして、実費徴収の関係の調査結果については70ページにございます。また、私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等につきましては、詳細を分析して今後お示しする予定でございます。

70ページの実費徴収の状況、上の2表が幼稚園の関係。下の2表が保育所の関係でございまして、それぞれ給食費ですとか通園費、あるいは遠足等の園外活動費、学用品費、あるいは学級児童会費、PTA会費、課外活動費、その他といったことしております。

上のほうの幼稚園の数字で見ますと、実施率が5割を超えているものを拾ってみると、給食費と通園費、それから遠足等の園外活動費、学用品費、PTA会費といったところが5割を超えている状況でございます。

下の保育所のほうで見ますと、3歳以上児の主食費、通園費、遠足等の園外活動費、文房具や絵本代、制服・カラー帽子・運動服などの被服費、保護者会等の会費、その他といった区分でとっております。

やはり5割を超えているところを拾ってみますと、被服費のところと保護者会との会費といったところかと思えます。また、定員の規模、在園児数の規模別で見ても、それぞれ規模ごとに出しておりますので、ご覧いただければと思っております。

最後に71ページでございますが「6. その他」ということで「(1) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い」でございますが、保育所の中で今とられております減免措置の取り扱い、新制度の中でどうするか。

それから「(2) 年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い」現在は旧税額を再計算するというやり方をしております。これを新制度の中でどうするかといったところもあわせて御議論いただければと思えます。

少々長くなりましたが、説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの公定価格の説明につきまして、御意見、御質問を頂戴したいと思いますので、まず、ざっと挙手をお願いしたいと思います。大勢の方がいらっしゃいますので、では、秋田委員からお願いします。

○秋田委員 ありがとうございます。

先ほどの附帯意見の中に、「多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること」という文言がありました。これはとても大事なことです。また同時に、多様な提供手段が選択肢として確保されるだけでなく、その多様な提供手段である幼稚園保育所こども園や小規模保育等の施設それぞれに対してほぼ同じようにどの子どもたちにもやはり財源が保障されていくような形の公定価格の公平性、対等性ということの議論が重要であろうと考えております。

まず、全体としてずっと言われてきたところでございますが、大きな基本的な考え方として、7ページのところです。個別費目か包括かというところで、人件費の問題については議論がなされてきましたが、先日の会議でも佐藤秀樹委員が言われていましたが、基本的に子どもに直接かかわる保育実践として見えていく部分については、やはり個別費目の積み上げというところが極めて重要だと考えております。事業費の中には、子どもたちの給食費とともに教材費、保育材料費も入ってきているわけです。

こうしたものが、包括的な積み上げになるということでは、実際には質が下がる可能性があります。こうしたところも個別費目の積み上げの中に入れていただき、基本的にはこの例3のような組み合わせにするのだけれども、そのような内容の御検討としてぜひ教材費（保育材料費）のところもお考えいただきたいと考えております。

また、次に保育の質を上げていくためには職員配置という問題が非常に重要になってきています。これまでの多くの委員の方々も言われてきましたけれども、保育所での職員配

置、またこれまでは基準がない幼稚園においても、まずはじめに3歳児のところからだけでも30人学級をやはり考えていく必要があると思います。

東アジアで今、保育の制度改革が行われているところを見ましても、先進国はどこも、最低でも1クラス25人ないし30人が基本単位になっております。今の幼稚園のような35人以下という大きな定員の国はなくなってきていることを考えれば、少なくともこの職員配置については、30人に1人というところを幼稚園・保育所ともに同じ職員配置の基準として、1つの改善の観点としてぜひお入れいただきたいと考えるところであります。

また、当然のことながら、その保育者たちがキャリアアップをして継続的に働いていくということが重要になりますし、そのための研修がきわめて重要になってくると考えております。そのために、先ほど御説明がありましたが、34ページの処遇改善に伴うキャリアアップという方向性を、ぜひお考えをいただきたいと思います。

一方で、幼稚園には研修が公立幼稚園の場合には義務づけられていますし、研修の体制があるわけです。今回保育所においてもぜひともこの処遇改善と合わせてのキャリアアップの仕組みを実現いただきたいと思います。今日御説明がありましたが、37ページの介護保険のときの「キャリアパス要件」というところで、計画を策定して研修を施設としてやっていくというような御提案がございましたが、これと同じような形の仕組みをぜひとも保育所等にも入れていただいて、園全体として保育者のキャリアパスの形成と保障を考えていただきたいと思います。

研修の保障が保育所のほうで必要であると同時に、一方で幼稚園の方には、これまでキャリアパスによる給与処遇の改善の仕組みが制度としては十二分になされてきていないわけです。そちらにもまた、保育所の民改費的な発想を幼稚園の教員のキャリアパス形成にも入れていただくというような形で、それぞれに相互においてよい仕組みを取り入れて職員の資質の向上がなされることが重要なことになるのではないかと考えております。

この職員の配置と同時に、職員の研修や支援というところで、44ページの「保育所等訪問支援の概要」の御説明がございました。これは障害児への支援でございますが、保育所等の訪問の中に、保育所、幼稚園、認定こども園というふうな形で、保育所にとどまらない訪問先の範囲が示されています。これはとても重要なことだろうと私は考えております。

一方で、この裏の45ページのほうを見ますと、公定価格に「研修の充実」ということが書かれておまして、公定価格の中に研修を充実する、そのときに「保幼小の連携強化」と書かれております。

これは、幼稚園のほうには教育委員会制度がありまして、幼稚園担当の指導主事もいます。幼稚園だけではなく、今後それが保育所や認定こども園を含め支援をしていくような、縦割り行政で、保育所の方は訪問支援をやる、幼稚園は教育委員会のもとで要請訪問指導をやるというだけではなく、地域の子どもに対して、研修と同時に研修や連携を支援していく行政の体制を両面からサポートする、そうした体制が公定価格や財源配分に反映できるような展望をつくっていただくことが重要になってくるのではないかと思います。

また、その研修と同時にキャリアアップ、そして園の組織体制をより充実してパワーアップするためには、園長を補佐する管理職であったり副園長であったり、それから主任の資格等の設定がキャリアアップであると同時に組織力を上げていくと考えます。そのため公定価格による財政支援の裏づけが必要になってくると考えております。

これが、第一に質を上げるためには個別積み上げを中心にとということと、第二に質の向上のために職員配置並びに職員の資質のための研修や施策に公定価格を反映させていただきたいという点です。

3点目としては、全ての子どもたちに同じように質の高い保育・教育が受けられるというような観点から考えましたときに、最後の62ページからの所得階層区分に関してであります。

ここにも意見が出ていますが、幼稚園の現行の保育料には公私間の格差が大きい。どのような園に行っても同じように格差なく行くことができる。その意味で今回、多子世帯の保護者負担軽減が幼稚園と保育所ではほぼ横並びになったことは、非常に重要な観点だと思います。しかし見ますと保育認定を受けた子どもの利用者負担の階層区分と、教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の区分もまだ違っております。これは今すぐ変えることはできないかもしれませんが、長期的に見ますと、今後、世界の先進国がやっているように幼児教育のユニバーサル化とか、全ての子どもに幼児教育の無償化を保障していくためには、所得制限等を考えていくことも必要になるので、この階層区分がそろっていることが極めて重要なことになってくると考えております。ですので、まず今回は、区分を、上のほうを、保育所の方の階層区分で1つにするというのには賛成ですけれども、それだけではなく、長期的には幼保で区分を一本化できる方向が望ましいのではないかと考えます。

長くなりましたが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、岩城代理人をお願いします。

○岩城代理人 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

秋田先生と同じような点もございますが、まず30ページの「職員配置について」です。

現在、幼稚園での学級の定数は35人以下となっておりますが、ここにありますように、実態調査によれば園児数3歳児は20人以下ですし、4～5歳児も24人程度。また、担任1人当たりの園児数となるともっと低くなっています。

これは個人差の大きい幼児期の教育・保育は、一人一人の発達に応じてきめ細かな指導、援助が必要であるからです。幼児期の学校教育・保育を進めるという点からも、3歳児以上は専任の学級担任を配置しながらも職員配置が現状以下にならないよう、手厚い配置をお願いしたいと思います。

また、幼稚園教員は教育時間終了後も翌日の保育や研修を行っておりますし、それが資質の向上につながっております。ぜひ、このような機会を幼稚園だけでなく、どのような

施設にあっても研修をきちんと受けることができ、質の向上を図っていただけるようにしていただきたいと思います。

次に 34 ページの「処遇改善」のところです。

教育・保育の質の向上のために職員がやりがいを持って取り組める、また、長く従事していただけるような処遇の改善というところがぜひ必要かと思えます。幼稚園において、現在はキャリアアップとして主任教諭とか指導教諭などの制度が進みつつありますけれども、こういったキャリアアップの制度そして研修の確保ということが仕組みとして必要であるかと思えます。

もう 1 点、41 ページの「障害児の受け入れ促進について」です。

年々、特別支援を要する子どもの入園が増えてきています。この子たちが地域で暮らし、成長していくという視点からも、しっかり発達に応じた教育・保育が提供されることが必要と考えます。現在、保育所においては、障害児 2 人に対して 1 人の配置というようになっておりますが、障害の程度によってはマンツーマンでの対応も必要となってくると思えます。やはり、障害の程度を鑑みて加算額を変更することができるような柔軟な設定をお願いしたいと思います。

また、障害は早期の発見によって必要な療育や支援を行うことができます。そこで、低年齢児が対象である家庭的保育事業などの地域型給付の施設においても、障害に気づいた時点で個別の対応ができるような職員の配置をぜひお願いし、障害児の受け入れの促進を措置していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

最初に御議論がございました附帯意見につきまして、私も賛同させていただきます。

また、2 つ目の○にございました、「子ども・保護者の置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な支援を選び、提供する体制を確立する」ということは非常に大事なことだと思っております。

公定価格の議論の中では、認定が行われる時点で支援がいろいろな意味で充実していくだけではなく、0～2 歳のところ、7 割がまだ在宅で子育てをしているということで言えば、子どもは連続して育っていくということもございますし、こういった地域の子ども・子育て支援のところにも十分財源が回るように御配慮をいただきたいと思います。

例えば、今お話に出ております障害児の受け入れ等に関しましても、全ての子育て家庭が利用できる一時預かりの部分ですとか、そういったところでも障害児の受け入れについてきちんと対応がなされること、そういったこともきちんと見ていただきたいと思います。

そうは言っても、この全体像の給付が 7 千億という、今バジェットの中で御議論してい

かなければいけないということで言えば、まず全体像で早目に予算の概算を基本的なところを踏まえて出していただいて、優先順位ということもあるのかなとも思っております。

そういった数字を早目に出して議論を深めていくということが大事ではないかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。予算のことも本当に大事だと思います。

それでは、中澤代理人お願いいたします。

○中澤代理人 全国知事会からの意見を申し上げます。

公定価格について、前回までの資料は、保育所などの経営実態などに基づく職員給与のデータや他の職種との給与比較など、丁寧な分析や比較をお示しをいただき、検討資料として非常に参考になるものでございました。

そうした資料を含む3つの資料を、今回は検討の視点などに絞って1つにまとめ、これまで検討してきました保育の必要性の認定、認可基準、確認制度などに関連する公定価格の議論を行いやすいように整理をしていただきましたことに御礼を申し上げます。

その上で、今まで知事会から出ております意見を、これまでに発言した内容と重なる部分もございますが、申し上げます。

まず、14ページの「年齢との関係」でございます。

〈主なご意見〉の欄に既に記述がございますが、知事会としましても、現在の3歳児の職員配置基準では職員の負担が大きいため、公定価格の設定に当たりましては、ぜひ実態に即した児童数での職員配置が実現するよう検討いただきたいと申してまいりました。

また、幼保連携型認定こども園の認可基準の検討の過程では、現場の幼稚園では3歳児について1学級を25人としている幼稚園もありますことや、小学校も1～2年生でも既に1学級30人で運営しているところがありますことから、就学前の児童に対して現行の基準であります1学級35人以下というのは、やや厳しいものがあるのではないかと意見を申し上げてまいりました。

質の高い保育・教育を提供する観点から、公定価格の設定に当たって、この点に関しまして、ぜひ少人数化の方向に向けて一步を踏み出す検討をお願いしたいと思います。

次に、15ページの「保育必要量との関係」でございます。

公定価格の設定に当たりましては、保育の必要量の認定時間を基本としつつも、質の高い教育・保育の提供という観点からも、職員が子どもと過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえまして、認定時間数のみに対応する価格設定ではなく、必要な職員を配置することができるような公定価格の設定が必要であると考えます。

16ページの「地域区分との関係」でございます。

公定価格の設定に当たっては、大都市や過疎地域など、それぞれの地域の状況も踏まえまして、地域の実情に応じた価格設定にさせていただきたいと考えますが、その際、現在の職員の処遇改善を図るという観点は全ての地域において必要でありますことから、公定価格の設定に当たりましては、現状の賃金水準のみで判断されることのないようお願いを



申し上げます。

次に、46 ページの「第三者評価の費用の取扱いについて」でございます。

第三者評価の実施率は非常に低いものとなっておりますが、これは評価が可能な事業所が少ないことや、経費が高いことなどが原因ではないかと考えられます。

実際、東京都のように保育所に対する第三者評価にかかる経費を全額補助しているところは非常に実施率が高くなっておりますので、評価にかかるコストの公定価格への反映を御検討いただくようお願いを申し上げます。

次に、47 ページの「各種加算に関する検討の視点」についてでございます。

最近では、食品等のアレルギーの対応に必要な児童、発達障害があると見受けられる児童、または虐待を受けていると見られる児童など、さまざまな要因による配慮を必要とする児童が増えておまして、この児童の保育に対応するためには、保育士のみならず看護師、栄養士などに加えまして、児童心理士等の専門職による対応が必要となってきております。つきましては、このような職員配置も可能となる加算等の設定の検討をお願いしたいと考えております。

最後に、50 ページの「子育て支援機能について」でございます。

認定こども園においては、地域の子育て機能が義務化されております。これは他の施設と比較してプラスとなる機能でありまして、そのための財政支援を必要と考えます。今後、認定こども園での地域の子育て機能の充実・拡大を図る上でも、公定価格でしっかりと確保する必要があると考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

高山代理人、どうぞ。

○高山代理人 尾身委員の代理でまいりました日本商工会議所の高山でございます。2点申し上げます。

1点目は、経営実態調査でございまして、公定価格の検討に当たり、どの程度のコストがかかっているのか、地域別、事業主体別に整理して検討する必要があると思っております。現在、御提示いただいております経営実態調査につきまして、ぜひこのような資料を御提示していただきたいということをお願いしたいと思っております。

2点目は、事業所内保育事業のところでございます。資料の52ページの〈主なご意見〉には、おおむね同意をいたしております。

企業は、従業員の子どもが保育所に入れず就労を断念せざるを得ない、そういう状況を回避しようと、負担を負いながらも、事業所内保育所を運営しているというのが現状でございます。政府におかれましては、まず、そのような事業所内保育所の状況、運営状況をしっかりと把握していただき、その上で実情に応じた制度構築をお願いしたいと思っております。

また、この事業所内保育所自体が待機児童問題の解消の一助になっているということも

考えますと、公定価格の議論におきましても、保育所と同等の給付措置等の支援をお願いしたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

質の向上、福祉的視点そして保護者支援、この3つの視点から公定価格について、特に共通要素の②と、それから加算の部分を中心に幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。既に意見があった部分については簡潔に項目のみという形にしたいと思います。

まず第1点で、やはり研修関係費用、秋田委員がおっしゃってございましたけれども、これを公定価格にしっかりと組み込んでほしいということです。

例えば保育教諭が保持していない資格・免許を取得するための費用ですとか、あるいは幼稚園教諭の免許更新の費用、それから現任訓練、キャリアパス、そうしたものについての費用をしっかりと組み込んでいく、あるいは研修代替職員の確保の費用ですとか、そうしたものをしっかりと組み込んでいくことが必要だろうと思います。

キャリアパスについては、既に社会的養護関係では、基幹的職員を養成し、そしてそこについて運営費を加算するという制度がとられておりますので、そうした制度なども勘案しながらやっていくことが必要だろうと思います。

2点目は、保育に直接かかわらない事務的な業務、例えば教材を準備するとか連絡帳を記載するとか園児要録の記載、あるいは保育者の専門性を生かした保護者支援業務である保育相談支援にかかわる業務これらを公定価格上配慮していく。その時間が大切にできるようなことが必要ではないかと思います。

3点目は、これは皆さんがおっしゃっていましたが保育者の配置基準について、優先度をつけて向上させていくということは何れとも必要だろうと思います。

続いて、保育教諭の待遇改善、これも出ておりましたが、その際、これは公定価格上のことですので保育教諭等に限定されるかと思っておりますけれども、こうした教育保育施設や地域型保育事業以外の児童福祉施設、児童養護施設等々含めてですが、それから放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業、それらで働く専門職の待遇向上ということもぜひ御検討をお願いできればと思います。

5点目ですが、第三者評価について、今、お話がございましたけれども、私は今、全社協の福祉サービスの質の向上の委員会の委員をしておりますが、第三者評価の事業者が足りないというお話がありましたが、これがどんどん減っているのですね。第三者評価機関が平成17年くらいから6割くらいに減っている。つまり、撤退をされていてということ。受審が伸びないために、評価する機関そのものが少なくなっているという現状がございます。

第三者評価というのは、その事業を社会に開くという大切な意味を持っているわけで、

事業者と評価機関が共同作業で進めいかなくてはならないというふうに思っています。そういう意味でも、この受審を促進する、受審にインセンティブが働くような仕組みを導入していくことが必要だろうと思っています。

私が委員長をしております社会的養護分野では、3年に1度第三者評価の受審が義務化されていて、毎年10万円ずつ措置費に上乘せがされている。つまり、30万円分が用意されて、そしてそこでその費用をもとに第三者評価を受審するという。そして結果を全社協のホームページで全て公表するという形になっておりますが、そうした先行事例なども参考にしながら第三者評価の受審を進めていくということが大事だろうと思います。

次に、加算関係ですが、先ほど来お話ありましたけれども、やはり福祉的な視点を強化する。つまり、幼保連携型認定こども園というのは新たな児童福祉施設ということでありますので、そうした意味では、福祉的視点を強化して、例えば社会福祉法人立の施設であれば、先駆的に地域の社会福祉問題に取り組んでいくということがミッションでありますので、いわばそうしたところにソーシャルワーカー、社会福祉士を配置していくといったようなことも考えられるかと思えます。

スクールソーシャルワーカーが教育分野でも配置されておりますが、同じようにこうした点を加算として考えていくことが必要ではないかと思えます。

それから、障害児加算についてですが、障害児加算については、これまで繰り返し述べておりますけれども、補助方式の統一をしていただきたいということ。それがせめて無理であるならば、相互の機関にそごが生じないようにしてほしい。つまり、保育所等訪問支援の対象とする基準と、それから障害児保育の基準、これを統一できるようにしてほしいということで、これはぜひお願いをしたいと思えます。

それから、その対象を拡充してほしいということです。例えばアレルギーの子どもですとか、あるいは被虐待児童、そうした子どもたち、あるいは障害児ということに限定せず、いわば困難を抱えた保護者についてしっかりと支援していくための、そうした加算というものも含めて考えていくことが必要でないかと思っています。

最後ですが、現在検討されている幼保連携型認定こども園保育要領と公定価格を、できるかぎり整合化できるようにしてほしいということです。

私は、保育士や幼稚園教諭の養成現場に携わっていて、養成校ですけれども、もちろん現場の職員は公定価格を中心とするお金だけで動くわけでは、もちろんありませんけれども、公定価格に反映されるということは、私は大切なことだと考えています。

保育者のミッションがかき立てられていくような、働きがいのある保育現場をつくっていくということが大事で、そのためのシステムづくりにこういうインセンティブが働くような加算も設けてほしい。

例えば、保育要領に基づいて保育の質の向上に取り組んでいく。その取り組み方には、それぞれの園の、法人のミッションがあるわけで、取り組むところで焦点の当て方は違うと思えますけれども、そうした保育の質の向上に資する取り組みを行っていくものに対し

て包括的に加算をしていく、こうしたような方式なども御検討いただければと思っております。

少し長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員お願いいたします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

これまでも申し上げてまいりましたが、公定価格の設定につきましては、より一層、質の高い幼児教育・保育が保障されるように設定することを求めています。

あわせて、全ての子どもたちに良質な保育を保障する観点からも、積み上げ方式を基本とした各項目の積算根拠が明確に示されるもの、基本額について事業単位による差が生じることのないように設定する必要があると考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それからもう一点、民間施設給与等改善費につきましては、今後どのように取り扱われていくのか。お伺いをさせていただければと思っております。

以上です。

○無藤会長 では、御質問は後ということ。

それでは、清原委員お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

まず、8ページに、「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」の「検討の視点」として、新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、いずれにせよ対象となる費目を一定程度特定した上で評価することが必要ではないか。すなわち、例1、例2、例3というのは、改定のあり方にかかわるものであって、まずは基本的に丁寧な、いわゆる積み上げ的な評価が必要であるという出発点を改めて示していただいたことは重要と思います。

これを踏まえて、5つの点について申し上げたいと思います。

1点目は、16ページ以降に示されております「地域区分について」でございます。

地域区分の設定については、国家公務員の地域手当の地域区分をベースにするという方向は、これにかわる制度がないため、やむを得ないとも言えます。しかしながら、その持つ特質から不合理な点もありまして、できる限りの改善をお願いしてきたところです。

そこで、例えば本日、差別的な表現とも受けとめられかねない1級2級等の呼称を「○区分地」とか「○/100 地域」のように改善する方向が示されたことは歓迎したいと思えます。

さて、この地域区分なのですが、殊更に細分化は不要ではないかと思えます。むしろ各地域の生活圈域を重視しまして、シンプルな制度設計が望ましいと思えます。

例えば三鷹市があります東京都の例なのですが、1級地からその他区分まで62市区町村多岐に分かれています。しかし、生活圈域、生活実感を踏まえたと、あえて分けたとし

ても、特別区の 23 区と多摩の 26 市と 13 の町村、島嶼の 3 つの区分がいいのではないかなと思ったりもします。都道府県ごとに差異はあると思いますが、1 つの圏域で区分が余りにも細くなるというのはいかがかとも思います。地域区分の差は、施設整備の動向にも影響しかねない点もあります。

また、地域区分の見直し時期なのですが、人事院による場合はどうしても 10 年ということになっています。これだけ社会、経済情勢の変動の激しい時代に、10 年ごとの改正、見直しというのは適当でない部分もあり、少なくとも 3 年程度の定期的な見直しがいいかなと思いますが、これは課題として問題提起したいと思います。

2 点目に、30 ページ以降の「職員配置について」でございます。

既にこのことについては、多くの委員の皆様もおっしゃっていますし、私も発言しておりますが、国会での附帯決議や制度改正時点での整理において、「3 歳児を中心とした職員配置の見直しによる拡充」、また、「質の改善につながる職員配置の見直し」等、検討の方向性が示されています。

他の委員からも重ねて意見が出ておりますが、職員配置における 3 歳児の配置基準の改善はもちろんですが、現状の職員配置を踏まえた 1 歳児の改善、1 : 6 から 1 : 5 というような改善や看護師の配置など、現状の保育の質を維持し、現状の職員体制から後退しないよう、基準の改善や、また、基準を超える配置については加算措置の設定が必要と思います。経営実態調査を踏まえて、現状の職員体制から後退しないように提案もされている方向性がありますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

また、51 ページ以降に「事務処理体制」について示されていますけれども、保育園、幼稚園、認定こども園のいずれも、事務職員ないし事務処理に関する経費というのが、今後、公定価格に反映される必要性については、要望もあるところです。

3 点目に、34 ページ以降の「処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて」申し上げます。

実は平成 25 年、26 年度と、安心こども基金等を活用した保育士等処遇改善臨時特例事業に各市町村は取り組んでいます。この処遇改善事業と合わせて、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップの仕組みについて、前回、現行の民改費の上限の改善について指摘をさせていただきました。

この民改費の改善を初めとしまして、処遇を改善して安心して長く勤務できるようにすることが保育の質の底上げや向上、そして何よりも持続可能な安定的な保育の推進につながると思います。

次に 4 点目、41 ページ以降の「障害児の受け入れ促進について」申し上げます。

障害児保育事業については一般財源化されておまして、地方交付税で措置されています。したがって、三鷹市のような地方交付税の不交付団体では、積極的に取り組めば取り組むほど財源確保に苦慮するという実情にあります。とはいえ、もちろん基礎自治体としては、改めまして新制度を機に障害児の受け入れを促進していく必要がありますので、こ

の41ページ以降の取りまとめは重要と思います。

私たちのような不交付団体は難しい点もあるかもしれませんが、できる限り地域型保育事業についても受け入れを促進するとすれば、これに見合う財源措置、加算措置が必要なことは言うまでもありません。

関連して、47ページ以降にⅢとして「各種加算に関する検討の視点」が示されています。

先ほど知事会でも御意見がありましたことと重なりますが、私たち自治体では、これまでもニーズに応じて、保育環境の充実のために配慮の必要な児童を意識して、職員配置を始め加算措置を行ってまいりました。したがって、このことについては、よくよく実情を再確認していただきまして、障害児の受け入れ促進と合わせて加算措置の適正化を図っていただければと思います。

5点目に、「所得階層の区分数」について申し上げます。

62ページ以降に示されておりますように、「教育標準時間認定を受ける所得階層区分数」を、現行の幼稚園の就園奨励費区分を考慮して5区分とし、保育認定を受ける所得階層区分を現行の保育所の所得階層区分である8区分とすることは、移行をスムーズにする上ではやむを得ないと考えます。

ただ、できる限り共通の区分設定にすることを、他の委員もおっしゃいましたが検討課題と位置づける必要があると思います。その際には、現行の年齢ごとの保育単価と徴収金の基準額表との乖離を考慮した区分設定が検討課題です。

例えば現行の費用徴収基準は「3歳以上」と「3歳未満」に分けられておりまして、上限が実は3,000円しか変わっていないわけです。実際の経費は年齢によって大きく異なっておりまして、例えば「4～5歳」では上限の月額10万1,000円の経費がかかることがないということがありますので、この際やはり適切に、このあたりの調整をするということは重要と思います。

それはどうしてかと申し上げますと、先ほど奥山委員も御指摘されましたように、私たちが子ども・子育て支援の新制度で質の向上を図りながら全ての子どもたちの望ましい育ちの環境を考えていく上で、財源は青天井ではないからです。全体として、あくまでも適正な制度を持続可能なものとしていくためには、あれもこれもではなく、あれかこれかと考えていかなければいけない段階が必ずあると思います。その意味でも、事務局におかれましては、私たちの問題提起を踏まえながらも、やはり適正化を図っていく上できめ細かく実態に即して、このような所得階層の区分数や、あるいはかかる経費についての最適化を図っていただくことが必要ではないかと思うからです。

以上、申し上げましたように、今回の公定価格につきましては、大切な財源を子どもたちのために使っていくために、重要な論点を今回この資料の2として整理をしていただきました。利用者負担についても申し上げるべきところがありますが、以上、本日は5点に絞って発言をさせていただきました。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。本当に最後の点、大事なことで、次回以降と思いま

す。

それでは、駒崎委員お願いいたします。

○駒崎委員 駒崎です。

皆さんが、さまざまな質の改善に関する御意見をおっしゃられていて、おおむねそれに対して賛成です。ただ、それをやるお金というのがあるのかなというのは疑問に思うところでもあります。

例えば保育所の処遇改善でも、保育士と幼稚園の先生の給料8,000円を月々上げるということをするだけで年間約500億円かかるわけですね。そうすると、質の改善でバジェットが3,000億円ですよ。そうすると、そのうちの半分の1500億を処遇改善だけに特化して使ったとしても、わずか2万4,000円の向上ということになります。2万4,000円給与を上げるだけで、保育士不足みたいな問題を解消できるかということ、これはなかなか難しいのではないかなと思われるのです。ですので、さまざま本当に質の改善ということではないことは多々あれど、原資がちょっと少なすぎるのではないかなということを改めて申し上げたいと思います。

ですので、今回の附帯意見みたいな形で、あるいは共同声明でもいいのですが、きちんと政府のほうに、いや3,000億円では足りませんよと、7,000億円で質の改善と量の拡充、両方やるという話ですけれども、足りないよと、1兆円でやるという話はどこにいったのでしょうかということも改めてきちんと伝える必要があるのではないかなと思いますし、また、ここに来られてらっしゃる各種メディアの方々も、強力をお願いしたい。今、この子ども・子育て会議においてすばらしい制度をつくろうとみんなで頑張っていますけれども、実際にこの原資がなかなか足りなさそうだというのは火を見るよりも明らかな状況ですので、そうしたところをぜひ御指摘いただいて、きちんと子どもの最善を保障するような制度をつくるのであれば、きちんと財源を確保しようというような形の世論をつくっていただくことに協力いただきたいと思います。

消費税5%上げたら12.5兆の増収になります。そのうち1兆円を子どもに充てたとしてもたった8%にすぎないわけです。8%で子どもの問題何とかしようということ自体が、どうなのでしょうかとこのところで私は思うのですが、きちんと財源を確保して処遇の改善や配置改善、あるいは障害児の問題、あるいは社会的養護の問題、幅広くきちんと手当てしていくところをやっていきたいと思いますので、ぜひそういった観点も皆さん御検討いただければなと思います。

○無藤会長 非常に重大なポイントありがとうございます。

それでは、小室委員お願いいたします。

○小室委員 今日も全体の時間がオーバーしてしまうといけないので、簡潔に今の駒崎さんと同じ観点で、消えた3,000億円にならないように、そこだけしっかり、何かしら紙を出すのであれば出していききたいということだけです。お願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員お願いします。

○榊原委員 私も今の点の関連です。

国会では附帯決議で子ども・子育て支援新制度に1兆円超が必要であるということが確認されていると理解しています。

これからの公定価格にかかわる議論は、消費税で捻出される7,000億円だけを前提にするべきなのか、政府のほうで残る3,000億円超も確保するという理解で1兆円超を前提とした議論をすればいいのか、どちらなのか、教えていただきたいと思います。

○無藤会長 あとで事務方で答えられるかどうかわからないところはあるのですが、答えていただきたいと思います。

それでは、坂崎委員お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

今回の公定価格におきましては、まず基本的な考え方、構造のことにつきましては、前回もお話をしましたように給付費のモデル、また、実態との比較や新たな課題などに対応しやすい積み上げ方式が適当と基本的には考えています。

基本構造の職員のことで2つほど話をしたいと思います。

1つは、職員の課題です。今の、現状の保育所、認定こども園、私は今2つとも運営しているのですが、保育士は子どもたちがいる時間分そこにかかわっている、その保育に直接かかわっている時間が多いわけです。ですから、岩城代理人や柏女先生がおっしゃっているように、認定価格の時間は子どもに向き合うだけではなくて、やはりその園内の研修や準備がきちんとできるような形でもう一度保育士また保育教諭の考え方を統一していただければと思います。

3歳児を中心とした職員配置の改善が優先課題であるということは、私も非常に強い認識しております。特に20:1から15:1ということについては、今まで出ている方々と同じ意見です。加えて、清原先生から少し話がありましたが、1歳児、未満児の職員配置の基準の改善を図ることも大きな問題ではないかと思っています。

なぜかといいますと、多分今回のこの子ども・子育てのいろいろな施策によって、現在0~2歳児入っております20%代が将来的に40%代になるのではないかというふうな形で言われています。

そういう中であって、特に身体的な発達上の多い1歳児の問題というのは非常に大きな問題で、2歳児の同じ6:1というものと同様に対応しきれぬのかどうか。また、そこにかかわる看護師の配置、いわゆる保健的な要素、医療的な要素を含めた看護師の配置、そして現在大きな問題になっているアレルギー等を含めた栄養士配置等の問題、そこら辺の問題が手薄になりますと、この1歳児2歳児が爆発的に増えたときの対応の危惧というのが非常に危ぶまれますので、そのことについて考えていただければと思います。

キャリアアップにつきましては、たくさんの方々がおっしゃっていただきましたので、私も同じでございますが、できれば、前にも1回話しましたが、保育所以外の児童福祉施



設におきましては、民改費が14年以上の区分が上限としておりますので、参考にしてお願いをしたいと思います。

あと2点です。

減価償却費に関しては、どうしても保育所の改築期というものが近い将来多くなりますので、特にその未満児の対応も含めても、現在の施設整備費が残るような形でのものを決着としてお願いをいたします。

最後に、私もその7,000億の中で優先順位をつけてこれらのことを考えていかなければならないということはわかるわけですが、現実的に言うと、やはり今回のことは前から話がありましたように、妊娠期から、また、いわゆる0～2歳児の現在で言うと保育に欠けていない子どもたちも含めた形での、また、障害児や言葉としては余りよくないかもしれませんが、虐待も含めた形での残った措置、そういうことも含めて、やはり公定価格に反映をしていかなければならないと思います。そういう中で、7,000億は非常にきついのではないだろうか。やはり残りの3,000億というものの論議をきちんとしていながら、今回万が一それができなかったとしても、次のその3,000億というものを入れる中で落ちていったもの、こぼれていったものを拾っていくという仕組みにしていかないと、将来禍根を残すのではないかと思いますので、ぜひその件につきましては、お考えくださればありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤秀樹委員お願いします。

○佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

公定価格の基本構造において共通要素にある「保育の必要量」に応じた職員配置基準が反映される基本額とすべきである。また、3歳児の職員配置基準の改善は、それが実現できる体制を早期に決着をしていただきたい。さらにその他の年齢区分における配置基準の見直しについても優先順位をつけてぜひ前向きな議論をお願いしたい。

給付費の算定にあたっては、保育の必要量に応じた職員配置や事業費、管理費等の個別費目を積み上げる方式としていただきたい。

努力義務とされる職員配置の事項に関しては設置・未設置別の単価設定として、基本額に反映していただきたい。さらに、経験や勤続年数が反映される仕組みが必要であると思われる。地域型保育事業における小規模保育の定員区分について、6人～19人以下の中に2区分程度の設定を行うことは賛成であるが、その定員区分に合わせた公定価格を早急に検討すべきである。利用者負担に関連する上乗せ徴収は、同一の基準に基づく事業運営において特定の法人格のみが徴収可能とする仕組みは、一般的な社会の理解は得られず、利用者に過度の負担を強いることとなり、改めて反対の意見を表明する。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。3点申し上げたいと思います。

まず、公定価格の41ページの「障害児の受け入れ促進について」です。

以前にも発言しておりますが、グレーゾーンのお子さんにとって家庭的保育のような少人数保育はとても生活しやすい環境であるため、保護者が長く利用しようとする傾向があります。また、家庭的保育から保育所に移行しようとしても、保育所で断られて戻ってくるお子さんもあり、保護者にとっては最後の砦になっているところがあります。

専門機関との連携や、保育者の専門性を高めることが必ず前提となりますが、こういったケースへの加算ということもぜひ考慮していただきたいと思います。

2点目は、利用者負担についてです。

昨年末家庭的保育事業の利用者に満足度やニーズについて尋ねる調査をしたところ、満足しているところが多く上げられている一方で、不満足な点の書き込みもありました。

それらの多くは、例えば延長料金も含めた保育料のこと、あるいは延長時間、給食などの保育所と同じではない部分への不満でした。

地域型保育事業の利用者には、保育所を希望しても入れなくて利用する方も多くいますので、利用者負担については、保育所やその他の保育と足並みをそろえる形になることを希望します。

最後に68ページの「多子世帯の保護者負担の軽減」というところです。とても明るいニュースだと思いました。

横浜市では既に第2子は半額、第3子は無償になっておりますが、この減免制度が何年か前に発表されたとき、お母さん達は大変喜んでおられました。少子化対策としての効果が期待できる、とてもありがたい軽減だと思いましたので感想を述べさせていただきました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員をお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

公定価格について、総論、各論等整理していただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

その上で、意見書を提出しておりますので、これまで述べてきた意見と重なる部分もありますけれども、改めて申し述べたいと思います。

意見書の1ページの「(1) 公定価格について」ですが、資料では7~10ページになりますが、保育の質の改善のためには、保育士の処遇改善が極めて重要だと思っております。

しかし、保育所不足と言われているにもかかわらず、保育士の給与はデータ等でも示されましたように、ここ10年間さらに下がってきているのが実態であります。また、平均勤

続年数が短いのも問題であると捉えております。

全国で始まっている保育士不足の対策として、離職防止の取り組みと潜在保育士の掘り起こしが大変重要であると考えます。それらのためにも、公定価格の設定に当たっては、人件費が明示される個別費目の積み上げ方式とすべきだというふうに思います。

また、2点目ですが、34ページにもかかわりますが、職員の経験や能力発揮、キャリアアップ、生計費等を考慮した一定の賃金上昇を担保する水準を設定すべきで、また、定年まで働き続けられるような措置が必要だと思えます。

そのためにも、常勤・非常勤、勤続年数、経験年数などの情報公開をしながら、公定価格に反映させるべきだと思います。さらには、地方単独事業によって行われている職員の加配などとの連続性を考慮すべきだと思います。

4点目ですが、このような公定価格であるだけに、人件費部分だけでなく、事業費・管理費等も透明性が必要であります。その点からすれば、7ページですが、例1のように全てを積み上げ方式とすることが望ましいと考えます。

2ページ目になりますが、資料では14ページと30ページにかかわってくる年齢との関係、職員配置ということになりますが「配置基準」については、先ほどどなたか委員の方もおっしゃいましたけれども、3歳児を中心とした職員配置の見直しをぜひ推進すべきだと思いますし、加えて0歳児についても配置基準の改善を検討すべきだと思います。なお、公立施設の財源は市町村の一般財源となっていますが、運営に当たっての財源を確保することを明記すべきだろうと思います。

次の、意見書の2ページの3つ目の○でございますが、15ページ、それから38ページにかかわります保育必要量との関係ですが「保育標準時間・保育短時間の区分」について、例えば短時間保育と地域子ども・子育て支援事業を組み合わせるケースにおいて、保育標準時間の公定価格と遜色ない運営費を保障するなど、保育施設が積極的にパート労働者の利用者を受け入れ、かつ運営に支障をきたさないような工夫を行うべきだと思います。

次の○ですが、資料では30～33ページの「人件費に係る事項について」、それから52ページにかかわる課題ですが、小規模保育事業については、B型（中間型）のA型（分園型）への移行促進のためにも、保育士の配置状況に応じて公定価格上、明確に差を設けるべきだと思います。

次に、資料41ページですが、障害児の受け入れについては応諾義務があることから当然のことですけれども、職員の加配が可能となるような措置が必要だと考えます。

次に、意見書の（2）の「利用者負担について」ですが、61ページになるかと思いますが、量的拡充及び質の向上を図るため、消費税率の引き上げによる財源を含めて、これも複数の委員の方から発言がございましたが、1兆円超程度の財源確保に努めるべきというふうにされております。この財源確保は、しっかりと確保されるべきであり、そのことが重要だろうと思います。その上で、当然、利用者負担は引き下げる方向で検討すべきだと思

います。

最後になります、69 ページ「上乗せ徴収の取扱いについて」に関することですが、そのような場合、認める場合であっても上限を設定し、低所得者への配慮を行うべきだと考えます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。今年もよろしくお願いいたします。

まず、2つばかりは質問です。

1つは、これまで御指摘があったように、現在では検討すべき事項を今、洗い出している状況だと承知しておりますが、どの段階でその優先度あるいは取捨選択あるいは必要性の高い低いということを定めていくのかということが指摘され始めていると思います。私もその1人です。

そのスケジュールの見込みと、それから、そのような優先度と必要性の工程等を、当会議はそれを決めていく、当会議にその部分まで委ねられているのかどうか。その範囲はどの程度お任せいただけるのか、あるいは政府の方々に、最終的にはもちろん具体的な価格はこの会議では決めませんということは伺っておりますが、いわゆる大枠としてでも、どの程度まで私どもが、この会議がそれを担当していくのかということを実時点で明らかにできる部分をお伺いしておきたいと思っております。

それは当然ながら、私どもの子ども・子育てに関係する人間としては、総枠としては大きいほうがいいに決まっています。しかし、日本という国全体を考えたときには、私どもが1兆円超というのは、国会で言っているわけですから、それは国会の先生方、国民の代表の意見なのでそのとおりだと思いますが、ほかのいろいろな分野を国はつかさどっているわけでありまして、今の環境から言って、私どもが今できるものはこの程度なのだなというところもある程度見据えていかないと、私、言うならばわがままを言い続けなければならないことになってしまいます。ある程度自重しようと考えています。ですから、その点でお示しいただけないかなと念願させていただきます。

それから、基本額と加算額の区分の、今さらそんな話をするのかと言われると恥ずかしいのですが、どれを基本額とし、何を加算額としていくのかというところをちょっと押さえておきたいと思うのです。

それはなぜかという、私、前から認定こども園は特に事務経費が加算しますよとか、かかりますよとか、そのようなことを申し上げているわけなのですが、一体どれを基本に組み入れていくのか、加算としていくのかというところの共通認識を持っていないとうまくないのかなと思ひまして、あえて今、聞かせていただきたいと思ひます。そのほかのことでございますが、地域区分については、以前私、柏は5級ですかという話をしたことが

あります。国家公務員さんのものを基本としていくのは現実的であろうかと思いますが、例えば地方に予算を国が振り分ける上での基礎としている数字等があることを、自治体の首長さん初め、関係者は知っていると思いますが、そのようなことなど、幾らかそれを考える上の基礎になるようなものがあります。ですから、ぜひこれは工夫といいますか、研究を続けていただきたいということを申し上げます。決して、国家公務員の皆さんがたくさんいるところが地域の1つの区分の仕方ではないと。これは人事院の関係なのでこれ以上申し上げません。

それから、公定価格について、認定こども園の団体の人間と言うならば、認定こども園には、御承知のとおりに裁量型や、あるいは幼稚園型、保育所型というのも幼保連携型に加えてございます。

その際の、公定価格を考える際に、いわゆる認定こども園という冠を受けたならば、直接契約に伴う事務負担、面談をしたり通知をしたり書類を整備したり保管をしたりというのは、同様にかかっておりますので、現行の類型による公定価格の差がないように、あるいは直接契約に伴う事務負担増については、少なくとも類型に差がないように御配慮いただけないかということをお願いしておきたいと思います。

また、利用者負担についてですが、休日、土曜日だとかそういったときの利用者負担なのですが、ここに多少は応益負担という考え方を導入してもいいのではないかと個人的には思っております。それをどう考えるかという点がございます。

それから、利用者負担の市町村民税を中心に考えていくということについては賛成でございますが、一体いつから切りかえるかという問題がございまして。余りにも、前々年度の所得をもってということは現実的でないということもございまして、私は基本的に、例2と提示されているものを指示したいと考えていますが、その切りかえ時期は、特別な根拠はありませんが、年度の半年であります10月切りかえはいかがでしょうか。7月8月というのが例示されておりますが、10月あたりの時期に合わせるのが事務的なことにおいても我々にしても市町村についても助かるのかなと思っております。そのことを申し上げたいと思います。

それから、障害児保育については、皆さんおっしゃっているとおりなのですが、私、前に障害児さんのこのことについて申し上げましたが、それに対してお金がどうのこうのというよりも、そのお子さんを、きちっと補完する先生たちが必要なのだということをどう捉えるかのほうが、実は事業者としては問題でございます。

そのことを国にもお伺いしたり、ちょっと勉強しましたら、国の交付税の中に含まれているお金だとか、私学助成のお金はどうもこういう人たちを、障害児さんということでそこにお金をつけましょうというようなことまで、国はどうも定めていないよだということがわかってまいりました。それは都道府県なり、あるいは市町村が1つの基準をつくって、そこに対して必要な特別支援の費用だとか、障害児保育の費用を出しているというようなことが何となくわかってまいりました。

そうなりますと、本当にその保育の補助なり、そういったものが必要かということ、一体誰が判断するのかということに注目せざるを得ません。ぜひ、発達センターなどの事業は、今日お話がございましたが、とてもいい事業だと私も感じております。そういったところの判断も大きなよりどころになるような、そのようなところで決めてくださいねというようなことも、ぜひ都道府県なり、要するに、地方自治体のほうには呈していただけないものだろうかということをお願いしたいのです。

医師の診断書がなければだめ、児童相談所の判定書がなければお金は出しませんでは、実際に現場としては本当に必要な子どもに手を厚くしていくことが不可能でございます。今、そういう状態だということは、関係している人は皆さん御承知のことです。どうぞよろしく願いをいたします。

また、特例事業のことです。保育士の処遇改善の臨時特例事業について、前にもお話し申し上げました。

幼保連携認定こども園においては、保育所機能の職員の皆さんには特例事業が適用されますが、幼稚園機能の職員に手当はされておられません。これが現行制度における厚生労働省所管なのか、文科省所管なのかによる一つのうまくない部分があると思われま

す。新制度は、私は実はこれ2つの桶から1つの桶になるのだよということで中身は説明しているのですが、要するに、例えば赤いインクが保育所機能、紺のインクを幼稚園機能とするならば、この桶の色は違うのですが、その桶は2つにぴったりくっつけて幼保連携認定こども園は今のところ動いているわけです。

今度の制度は、1つの桶に赤いインクと青いインクを垂らすわけございまして、それはだんだんとまじっていくでしょう。しかしながら、その両極なるインクの色は限りなくその両極のインクの色を維持するでしょう。ですから、これの2つのインクが示す必要な人たちに対応していかなければならないという視点が私は必要だと思います。この会議では、そのような視点で認められていかなければ、1つの桶はなかなかできない。

そうなりますと、ぜひ、幼稚園機能の職員にも何らかの処遇改善をしてください。示された資料によっても、幼稚園の先生方も処遇が低いということは明らかにされました。文部科学省さんのほうで、26年度のどうも当初予算にはなさそうなので、補正予算でも何でもいいますから組んでいただくなり、お願いを強く求めたいと思います。

そして、2つの桶を1つの桶にしていく御理解をいただくためにも、上乘せ徴収について先ほど特定法人のみというような話がございましたが、現実問題として、幼稚園さんは入園料とかそういったことによって運営全体を賄っているという部分もないわけではありませ

最後に、賃借料について申し上げます。

管理費の中に賃借料がございます。賃借料は大体建物に対する賃借料ということで理解されていますが、減価償却費のこととか整備費用のことについてもかかわってくる難しい問題でございますが、土地の賃借代はどのようなのですかという問題がございます。

ある一定条件ですと賃借料が出ていると聞いておりますが、その条件下を離れると土地の賃借料については出ません。しかしながら、例えば国有地が開放されておりまして、国有地を利用したものを保育所に使ってくださいみたいな話が現実ありますが、国有地についても、当然ただではなくて、一定の借地料が求められています。そうした場合、そのお金は現在の制度で言えば、運営費からお金が出ます。出ますというか、運営費から出すしかないのです、事業者は。あるいは利用者に、それこそそれを上乘せするかでないかと賃借料出ないのですね。そこをどう考えていったらいいのかということがございます。

要するに、揺らぎがないと賃借料を出していく、土地の賃借問題を私は言っているわけなのですが、家屋を借りる場合でもそうです。賃借料をいただける一定条件下でないところが賃借して運営した場合に、それをどう生み出すかということは、ある種の揺らぎが公定価格の中にないと、そういった形の運営は難しくなるということを御指摘させていただいておしまいにしたいと思います。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

まず一つ、この公定価格を考える上でやはり大事だなと思っておりますのは、やはり新幼保連携型認定こども園のあり方ということに関しては、かなり丁寧な議論が必要ではないかと考えております。

あともう一つは、現行法上の幼稚園型、保育所型、地方裁量型という平成 18 年度以降からの認定こども園、要するに各都道府県が認定し、その機能等に関してしっかりと認定こども園の姿として現行までやってまいりました。そういう意味では、少し機能という観点のこともある程度考えていかなければいけないのではないかと考えております。

確かに、財源的には非常に厳しいのは百も承知の上で考えておりますけれども、やはりそう考えますと、今の保育士不足という問題はかなり重要なことと考えております。そういう意味では、地方の保育士不足と都心における保育士不足の意味はかなり違うのではないかなという観点はあると思います。

そういう意味で、公定価格並びに処遇改善の格差という問題は、階級、級数とかそういう問題ではなくて、もう少し本当に日本全体的なレベルの中で標準化を図る必要があるのではないかなと考えております。

もう一つ、41 ページの障害児の受け入れの件なのですが、各委員からかなり今回、この障害児の問題に関してはお話があったと思います。現場の話で考えますと、我々現場は、応諾義務を負った状態の中で、今回、新しい制度の中で障害児のお子さん等々を受け入れていく必要性が出てきます。そういう意味では、やはり現行よりも高い補助率または研修

がもっともっと必要になるのではないかと考えております。そうでないと、逆に言えば施設における二次障害、三次障害も出る可能性があると考えています。そういう意味では、非常にこの障害児のお子さん、いろいろあると思いますが、もっともっと丁寧な議論の中で支援をしていく必要があると考えております。

最後になりますが、先ほどお話ししましたように、地方と都心という話を出してしまいましたけれども確かに給与だけの格差ではないとは思っております。そういう意味では、地方においても多分これからの養成校の問題等々もあるのかもしれませんが、5年10年先に本当に日本中にすばらしい保育教諭等々がたくさん生まれるような仕組みも今から考えておかないといけないのではないかと考えておりますので、ぜひ、給与等の改善等に力を入れていただければと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いします。

○北條委員 私、私立幼稚園の代表として参加しておりますもので、公立、私立、幼稚園、保育所という環境の中で言えば、今日示されている資料の中でも明らかなように、教員の給与、園長の給与も含めて私立幼稚園が一番低い。これは私立幼稚園の経営者の大きな責任であり、働いている方々には大変申しわけないことでありますけれども、これまた実は、私学全体の中でも幼稚園だけなのです。小中高大に至ってはそういうことはないわけがあります。

国会の議決もありましたように、私学助成、就園奨励費補助金については今後とも充実していただいて、私立幼稚園の教員の給与が、ここに示されるような大変申しわけない状況にとどまらないようなことを、今後ぜひお願いしたいと思います。

承っておりますと、やはり保育所の方々にまだまだ御要望はあるようでございますが、我々から見ると、え、そんな助成の仕組みがあるのかとびっくりしておるのが実態でございます。

2ページであります。前にも申しましたけれども、本日の「保育の必要性の認定について」の御説明の中で、民間保育所については施設型給付ではなく委託費を支給するというふうに御説明がありました。施設型給付ではないという御説明がありました。しかし、以前は施設型給付の枠の中だという説明があって、一体どちらが本当なのかわからない。

これを見ますと、委託費というのは施設型給付とは似ても似つかないものだと思いますが、以前、どういうことかと伺いましたら、法律がそうなっているというだけのお答えでさっぱりわからない。もう一度、お伺いをいたしたいと思えます。

また、この度、いよいよ公定価格の議論、本丸になってくるわけですが、前政権下での議論も含めて、ここまでの議論の中でこれも確認をさせていただきたいのですが、公定価格全体の中に占める施設型給付費、公費負担部分と、それから利用者負担部分の割合は、おおむね6対4という理解でよろしいのでしょうか。ずっとそういう説明があった



というふうに記憶しておりますが、利用者負担は全体の中の4と考えてよろしいのかどうかということでもあります。

次に、8ページのところで、こんなところ気にしなければいいのでしょうかけれども、例2とか例3のところに「サービス」という言葉が出てまいります。

学校教育の場合には「サービス」という言葉は全く聞き慣れない言葉であります。施設型給付の中の幼稚園においてもこの「サービス」という概念がこれからは生きるのかということになれば、学校教育全体の中で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学それぞれの事業というのは今後「サービス」という概念で捉えることになるのかということをお伺いしたいと思っております。

次に、12ページでございます。

施設型給付費というのは、子どものための教育・保育給付であり、そして個人給付ということに法律上なっております。そして、第19条第1項1号、2号、3号ということで認定区分というものが設けられておるわけでありまして、この間の認定区分の違いによる給付の差というのは、子どもにとっての公平性の立場とそれぞれの御家庭がおかれている状況は異なるわけでありまして、その状況に応じての合理的な差というものは、これはあってしかるべきだと思いますが、そのバランスですね。これをしっかりと考えた上での価格設定をしていただきたいと思います。

要するに、公定価格、1号、2号、3号の間で不合理な差を設けるということは、法の趣旨に反するというふうに考えております。

また、幼稚園には開所時間という考え方がないわけでありまして、保育所には保育時間という考え方と開所時間という考え方と2つあるということでもあります。であるとすれば、幼稚園においても標準教育時間というものはあるわけでありましてけれども、預かり保育を含めた開所時間というのは当然考えられてしかるべきであります。大体、平均的にはどんな幼稚園だって8時～6時までの間は開所しているわけでありまして、開所時間は10時間というふうに私どもは考えております。

次に、15ページ「保育必要量との関係」のところで、保育所の保育に関して、保育時間という考え方と、開所時間という考え方と、利用時間という考え方、それから保育必要量という4種類の言葉が出てくるのですね。これ、一体どういう関係になっているのか、よくわかりません。4つも出てきては、わけがわからなくなってしまいます。私ども幼稚園の場合ですと、保育時間という、そういう概念しか今までなかったですから、こんなに4つも出されるとわけがわからなくなってしまいます。

次に、30ページであります。職員配置の問題です。

これは、現状、幼稚園の実態というものをまず踏まえていただいて、なおかつ教育の質の向上ということをお考えいただくということをお願いしたいと思います。

そもそも、幼児教育振興プログラムの中で、学級担任以外の教員の配置というものを進めております。こうした方向が今後とも推進できるような御配慮をいただきたいと考えて

おります。

それから、3歳児の問題については、いろいろな方がおっしゃっていただいたとおりでございます。

また、幼児教育振興アクションプログラムの中でも、幼稚園教諭の一種免許状取得推進ということがいわれております。このことが可能となるような手当てというのものも、ぜひお願いしたいと思います。

なお、事務職員につきましては、新しい仕組みの中で膨大な事務負担が発生してくるということになるわけですが、本来、民間保育所の場合、それは市町村がやる。それから、先ほどの公立保育所であったら、実態的には市町村のままだというようなお話がありました。

そうしますと、新しい仕組みの中で、唯一私立幼稚園だけがこの事務負担をかぶるという大変わけのわからないことになるわけであります。だったら、私立幼稚園がかぶるその事務負担というのものも、市町村で一括して見るのが本来ではないでしょうか。そうすればすっきりすると思います。それをなぜできないのか。なぜ民間保育所ができて私立の幼稚園はできないのか。そこら辺がさっぱりわかりません。このままいきますと、大変な事務負担が生じてしまいます。

また、看護師とか栄養士の配置とか、保育所のほうにはそういうことがあるわけですが、幼稚園においても預かり保育が大分一般化してきております。そういう経緯があれば、看護師とか、あるいは栄養士の配置ということも、これは当然考えられなければならないことだろうと思います。

次、40 ページです。給食費の問題であります。

食事の提供は保護者に責任があるということは、前に確認済みのことであります。そういう意味からでは、給食費というのは、元来は実質徴収の対象だと、これは幼稚園も保育所も両方実質徴収の対象であって、公費で見るべきところではないと思いますが、しかし、公費で見るということになってしまっているということであれば、それはそれでやむを得ないですけれども、だとすれば、1号子どもへの食事提供の費用も、これまた公定価格の対象としていただかなければおかしいというふうに考えます。

46 ページのところで、減価償却費の問題なんかがございますが、幼稚園は保育所と比べますと施設整備を自己資金でやっていることが大部分であります。そういう施設と、それから補助制度が充実している施設とが同じ仕組みの中に入っていくこととなります。そういう意味では、減価償却費という考え方でいいのかどうかというのは議論があるところでありましてけれども、減価償却費という評価をするのであれば、自前の資金で施設整備を行ってきたところに対する十分な配慮をお願いしたいと思います。

それから、49 ページのところで医師、歯科医、薬剤師の名称が出てまいります。

この謝金といいますか、報酬、これは私立幼稚園が今まで大変苦勞をいたしております。地元の医師会などからは、私立幼稚園の報酬、謝金は幾ら何でも公立あるいは保育所に比

べて安すぎると文書で抗議のお手紙をいただくような状況にあるわけです。このあたりも、公私両方、公平な手当てというのをお願いいたしたいと思います。

最後に、利用者負担の問題であります。61 ページ以降であります。

利用者負担につきましては、大原則として幼稚園、保育所、公立、私立と、この組み合わせの中で公平性が確保されるということが何よりも大切なことだろうと思います。

その上で、であります。62 ページ以降のところ、何人かの先生から賛成という方向での意見表明がありました。所得階層の区分を保育所の場合 8 区分を 6 区分にするという議論ですね。幼稚園と保育所はそろえるということが原則だと思います。それに私も賛成ですが、この 6、7、8 区分を一括して定額にするという考え方には大きな疑問がございます。

その疑問を申し上げる前提として、ここでも保育料基準額という考え方、それから保育料という考え方、それから費用徴収基準という考え方、保育単価という考え方、この 4 つの言葉が出てくるわけですが、これは、一般の人間にはさっぱりわからないのです。私は、子どもは保育所にお世話になった経験がございますが、保育所のことはよくわかりません。多くの国民も、この違いはわからないのだと思います。

そうした中で、この 6 階層、7 階層、8 階層をくくってしまうということになるとどうということになるのかというと、65 ページのところの推定年収 1,130 万円以上という相当高額所得の方のところ、10 万 1,000 円というのが費用徴収基準と書いてあります。普通の人、保育料が 10 万 1,000 円だと思うのだと思います。私もつい数日前までそう思っていましたから。そうしたら、そうではないのだそうですね。この括弧書きがあって（保育単価限度）額というのがある。ここまでしか徴収しない。しかし、保育単価限度額までしか徴収しないのが大部分だという表現がどこかに書いてありましたけれども、ということは、費用徴収基準まで徴収するところもあるという意味だと思うのですが、それはどういう関係になっているのかがわかりません。

それで、もし、6、7、8 一緒くたにしてしまうと、これたしか保育単価が 3 万 6,000 円とか伺いましたけれども、3 万 6,000 円以上は徴収しないということになっているとしますと、この高額所得の方の費用負担というのが、これは国民の理解を外れた低額な負担になってしまうのではないのでしょうか。

やはり、優先利用のところでも申しましたが、所得の低い方々がちゃんと利用できるような仕組みが必要で、所得の高い方々はそれなりにコストの負担はしていくべきだと思います。先ほどの 4 対 6 ということであるならば、総コストの、本当のコストの 4 割程度は高額所得の方はしっかり負担すべきだと、そういうふうに考えるところであります。

実費上乗せ徴収については、以前意見を申しましたので、今日は控えさせていただきます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

今までいろいろ御意見いただいた先生方と重なる部分があると思いますが、述べさせていただきます。

まず、22 ページの定員規模のことでございますが、幼稚園は最低定員というものがなく、また、小規模な園も多いのが現状です。小規模園でも経営が継続できるような水準の公定価格の設定をお願いしたいと思えます。

次に、34 ページ、処遇改善についてですが、給与水準が低いということは幼稚園も保育園も同じでございます。しかし、保育園には公私の差を埋めるべく民間施設給与等改善費とか、保育士等処遇改善臨時特例事業といったものがあります。ところが幼稚園の教員については、一切そういうものはありません。そういう意味でも、保育士と同様の仕組みを設け、幼保間の格差がない仕組みとすべきであると思えますし、また、幼保ともどもさらなる処遇改善ができるような公定価格とすべきであると思えます。

また、キャリアアップの仕組みや研修体制の充実についても、幼保とも共通の仕組みを定めるべきであると思えます。

39 ページ「年間を通じた学校教育・保育の提供について」ですが、2号・3号の子どもについて、特段の需要がない場合は土曜日に開所する必要はさらさらないと思えます。また、1号については現行の幼稚園の39週について、に賛成です。また、幼稚園の職員は長期休業中でも教育研究や研修などを行っており、私ども経営者としましても、1年を通して職員を雇用し給与を払っています。そこで、施設型給付についても毎月同額の支払いが担保されることが必要であると思えます。

41 ページ、障害児の受け入れですが、新制度では応諾義務ということがありますので、障害児の受け入れをした場合は、職員配置が可能となるような財政措置をお願いできればありがたいと思えます。

また、44 ページの「保育所等訪問支援の概要」これはすばらしい事業だと思えます。さらにこの事業を進めていっていただけることを期待しております。

46 ページの監査法人ですが、今まで私は何回もこのことを言わせていただいておりますが、やはり公金を扱う以上、監査法人等の監査は当然のことです。けれども、確認基準では盛り込まれていません。最低限、公定価格に監査法人や公認会計士の監査を受ける費用を盛り込んで、こうした取り組みを推進していただきたいと思えます。

59 ページ、子育て支援については、多くの私立の幼稚園では、今までも熱心にこのことについて取り組んでいたという実態があり、その事業の継続をするために、ぜひ公定価格の中に組み入れてほしいと願っています。

51 ページ「事務処理体制について」ですが、先ほど北條先生からもお話がございましたように、直接契約である幼稚園では、事務処理をやらなければならないという規則になっております。その体制が確保され、機能が十分に果たせるような公定価格としてほしいと

思います。保育所においては必要のない事務負担が、幼稚園では非常に多くなることを十分に踏まえて、より手厚い対応をお願いしたい。また、新制度の事務を的確に行うことができる事務職員の確保も幼稚園にとっては大きな課題であり、事務職員の研修や採用の支援など、検討いただきたいと思います。

最後に、63 ページの切りかえ時期でございますが、幼稚園あるいは認定こども園にとっては直接徴収であり、全ての園にとって大きな事務負担の増となります。園の事務負担や、それによる間違い、トラブルの発生などを十分考慮して検討すべきであると思います。そういう意味で、私は例1の方向で進めていただけるとありがたいと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員をお願いします。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうは事前に意見書のほうを出させていただいております。5 ページ、6 ページでございます。御参照ください。

まず、障害児の受け入れについてでございますが、43 ページの「障害児保育の現状について」、平成19年度から地方交付税措置の拡充ということで、障害児と保育士が2:1と、一般財源化して国のほうが措置しているということでございますが、22年度に開催されました基本制度のワーキングチームのときに、事務局のほうからお示いただきました資料によりますと、その処遇そのものは大きく差があります。

ここに書いてございますように、重度の場合でも最低は2万2,000円から最高は21万7,000円と大きな差があります。軽度までいきますと1万円から12万6,000円。一体、国はどの基準で、どの程度を考えて一般財源化されたのでしょうか。その辺はお聞かせいただきたい。

一般財源化して、地方に対してこのように措置するよというを国のほうで考えていたとしても、このように実際に措置される現場では大きな差があります。地方と国の財源の問題をこれから扱うというのは大変難しいのかもしれませんが、これが現実だということをしかりと認識していただいた上で、改善をするという方向で動いていただきたいと思います。

また、これはあくまでも認可の場合ですが、認可外、例えば東京都の認証などにおきましては、ほとんど全ての施設で障害児を受け入れておりますが、実際には、ほとんどの自治体では、それに対する予算措置というものは行われておりません。新制度になったときに、そういった差別的な取り扱いが行われないようにしていただきたいということを強く要望いたします。

それには、例えば国から直接、この一般財源化したものをもう一回国に戻して、それで国から直接ひもつきにして出せというのが難しいのであれば、きちんと処遇するように明示するとか、そういった違った方法、対策を考えていただきたいと思います。

続きまして、アレルギー児、食事の配慮についてですが、保育所保育指針でも食育の推進ということがうたわれております。こういったしっかりとした食育を担保するためにも、専門職の採用、配置というのが必要になると思っておりますが、実際に現場では約10%の子どもがアレルギーを持っております。そういったアレルギーの子を受け入れる現場では、非常にナーバスにこの食事の提供というものがなされておるわけですが、そういった現状からも専門職の配置というものが強く望まれます。栄養士等の専門職を配置した場合には、別途加算をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、16ページの地域区分についてでございます。

これは、前々回、一度話をさせていただいたところでございますが、ここに例示しておりますのが川口市と東京都の場合、川を渡った瞬間に100分の18から100分の6まで下がってしまう。

もっと顕著に言うと、これは私どもが運営しているところですが、名古屋市に隣接する長久手市というのがあるのですが、藤が丘という駅を挟んで2つの地域に分かれています。片や100分の12で、もう片や、長久手にほんの一步行きますと、その他地区になってしまいます。このように非常に大きな区分差が生じていますが、そこに設置している保育園はほとんど隣接しているようなところもありますし、住民においては同じ圏域で仕事をしているわけでございます。

こういった合理性のないような設定を早く見直していただきたい。先ほど、清原委員がおっしゃったように、細かな区分を設けるのではなくて3つぐらいとか4つぐらいとか、そういった、もうちょっとシンプルにされるべきではないかと思っております。

それから、この区分の見直しですね、これが10年ごとに見直すというような話ですが、都市部の近隣で大規模開発があれば一瞬にしてその地域というのはベッドタウン化してしまいます。そういったことも考慮して、10年ごとというのではなくて、もっと機動性のある見直しの仕方を考慮していただきたいと思いますと思っております。

次に、第三者評価についてですが、これも第三者評価を受審するかしないかというのは、これは補助があるかないかで大きく変わるといえるのは間違いございません。

例えば東京都内でも、毎年補助を出している地域と3年ごとにしか出さない地域がありますが、3年ごとの自治体では、大半の事業者が3年ごとに受審している。つまり、毎年補助を出すか出さないかで受審率が変わるということです。保育の質というと施設的なものもあるのですが、やはり中身、この中身を審査するという事は、第三者評価が一番有効な手立てであります。ぜひ、ここに予算をつけていただきたいと思いますと思っております。

最後になりましたが、幼保連携型認定こども園と認可保育園の給付額についてですが、基本額にインセンティブを含めるべきではなく、実際に措置をした、加配した分について予算をつけるべきだと考えております。

もう一点つけ加えさせていただきますと、先ほど、施設整備費は残すべきだという御意見がございましたが、基本的には減価償却の中身で対応すべきだと思っております。もし

仮に施設整備費を残すのであれば、イコールフットの観点から検討していただきたい。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員をお願いします。

○吉田委員 まず、何人かの委員から発言があった7,000億プラス3,000億円については、やはりこれが必要ということであればしっかりとその獲得に向け措置を講じるようにしなければいけないと思いますし、誰にでも安心して子育てできる権利をつくっていくということが、子ども・子育て支援新制度の非常に重要な点だと思いますので、それを阻害する要因をいかに排除していくか。つまり、障害者、貧困、格差などの問題をしっかりと乗り越えていくことができるかが大事だと思います。それについて、公定価格でしっかりとそれが反映されるように議論されていくことが重要であると思います。

先ほどの附帯意見の最初の○のところに、保護者が自己肯定感を持つことの意義をしっかりと認識するとともに、保護者とは母親だけではないわけなので、父親を含めて、父親が子育てできる環境をつくっていくかが問われているのかなと思います。さらには、少子化問題もありますので、67ページ、多子軽減の取り扱いについてもしっかりと対策をとっていくことが重要ではないかと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 簡潔に2、3点申し上げます。公定価格の設定の基本的な考え方について、1点申し上げておきたいと思うのですが、7ページ、8ページに例示として1～3が出されておるわけでありますけれども、人件費についての考え方としては、いわゆる積み上げ方式とし、事業費や管理費等については実態調査で把握した内容を包括的に評価するという考え方である例3に沿った形で論点を整理する必要があると基本的に考えます。

次に、清原委員からもお話ありましたが、我々市町村の立場で考えますと、この地域区分の割り方が非常にネックなのです。御承知のように、国家公務員それから地方公務員の給与と手当は、人事院規則や国家公務員法または地方公務員法によって、また、地方は地方で条例によって制定されているわけであります。ただ単に、市町村の管内に国の官署がない、人事院規則で定める地域に在勤する職員を対象とするという、一方的な捉え方でいいのか。現行制度がそうなっているからやむを得ないのだという考え方もあるかもわかりませんが、現実には、全国津々浦々に国家公務員の官署といますか、これは出先機関という形でいろいろな形で存在しているのです。

例えば新潟県であります、21ページに現在の「国家公務員の地域手当の支給地域」が示されておりますが、新潟県は該当になっていないのです。新潟市は合併によって政令都市にもなっております。また、新潟市内には県庁の付近にいろいろな省庁の出先機関がきちんと存在しています。そういう中で、全国共通した子ども・子育て支援制度が確立されるわけでありますから、市町村間によってそういう格差が生じては何のためにもならない

のではなからうかと思えます。

これまでの公定価格の議論に当たって、主な意見の中でも市町村からは地域手当の区分を使うことに異論も多いという話も出ています。ですから、これまでの現行法の考え方は考え方として、それは評価せざるを得ないのですけれども、ここから始まる公定価格については、基本的に全国を、先ほど話があったように東、中、西の3つに分けるといような、いろいろな考え方があると思います。ほとんどの市町村では公務員の給与において格差はありません。むしろ、政令市等の大きな市によっては、国家公務員の給与よりもラスパイレズ指数が1.0を超えているところが多いのが実態です。そういうところも考えた場合、矛盾が多いのではないかということをもまず指摘しておきたいと思えます。

それから、41ページに障害児の受け入れの促進についてということで、検討の視点が書かれております。私も障害児の対応については、現実を直視した形の中で対応を考えていかなければならないということを再三申し上げてきたわけであります。現行では、清原委員からもあったように、残念ながら障害児の受け入れについての財政支援は一般財源化されてしまいました。これは非常に残念なところなのですが、それはそれでやむを得ないところであります。しかし、今回の法改正によって新設された、地域型保育事業については、これは何とか公定価格などにきちんと反映されるようにしていただきたい。都市部だから地方だからと、子どもの障害に区分はないはずなのです。どこの地域に住んでいても障害児はいるのです。多動性の子どもなど、いろいろな子がいる。やはり、そういう実態を踏まえた中で、きちんと全ての市町村が責任を持って支援できるように、きちんと公定価格に反映させて、公立も私立も均等に支援し、持続可能な制度として確立していくことが私は大事なのではなからうかと思えます。それをぜひお願いしておきたいと思えます。

最後であります、これも皆さん方から意見がありましたが、私も先般、森大臣が出席した際に釘を打つ形で言わせてもらったことを再度申し上げたいと思えます。この法律ができるまでの間に基本制度案要綱のワーキングを3つも、2年もかけて議論してきた中で常に市長会も知事会も、我々町村会も申し上げてきたことです。いろいろな制度をつくることは大変ありがたいことです。また、拡充していくのも大変いいことだけれども、やはり消費税の値上げに合わせて、その財源をいかに確保するのか、それが前提としてなければ議論は幾らいい形でできあがったとしても、それは絵に描いた餅にしかならないと、市長会の清原さんの前に、倉田さんという市長さんが、常にそういう御意見をおっしゃっておりました。基本的な考え方につながっていく公定価格の議論の中で再度それを基本として申し上げておきたい。

昨日、上京して夕刊を見ました。読売新聞であります、保育園利用に統一基準という形で報道をされておりました、我々が議論していないうちにもう決まったかのような報道がされておったのですが、その中で、待機児童解消、大きく前進という論評が書かれていますが、そこで、やはりきちんと指摘されているのです。「新しい制度には、社会保障と



税の一体改革で1兆円超の財源が必要とされる。消費税増税分から7,000億円を投じることが決まったが、政府は残る3,000億円を確保するめどを立てていない」という論評をしているのです。これが現実に国民に報道されているのです。

そのことがやはり新しい制度ができたとしても、委員の皆さんが危惧する、または保育園とか幼稚園、認定こども園を利用する保護者にとっては不安として残る一つになるのではなかろうかと思えます。そういう意味からも、財源確保については、政府によりしくお願い申し上げたいということをお願いして意見を申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の方、一通り御意見をお聞きしましたので、幾つか質問がありましたから、御説明をお願いしたいと思います。

○橋本保育課長 それでは、最初に私のほうから質問に答えたいと思います。

まず、橋原委員のほうから、民改費は今後どうなるのかという御質問をいただいたかと思えます。

本日の資料の、先ほどご覧いただきました36ページのところに、民改費と処遇改善の特例事業とあわせて御説明をさせていただいております。

言うまでもなく、民改費というのは現行の保育制度上の中で設けられているものでございますので、これがそのまま残るということではございません。ただ、この説明にもございますように、今の民改費というのは公私間の格差是正という役割と並んで、法人における定昇財源の確保ということを通じて、職員の定着あるいは勤続年数の増加といったことに対応している仕組みでございます。

ですので、その前の34ページのところでございますように、上から3つ目のところに特に書いてございますが、常勤・非常勤別ということ、それから勤続年数あるいは経験年数、こういった要素を公定価格に反映される仕組みということをやはり考えていくべきではないかという問題意識をここに書いてあるわけでございまして、民改費が現状果たしている役割、その効果というところを踏まえながら新制度上のこういった要素を反映される仕組みというものをこれから構築していく、今後の骨格を定めていく中で、そういった仕組みを考えていくということが必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして、北條委員のほうから2ページの委託費ということについて、説明をもう一度伺いたいというふうなお話がありました。

昨年の12月に開催したときの資料の6-1の67ページのところに、参考ということで「私立保育所に対する委託費の支払いについて」ということで関連3法の国会での修正の結果、市町村の確認を受けました私立保育所に対しましては、支援法の附則第6条の規定によりまして施設型給付費ではなく委託費として支払うこととされましたが、この場合においても支援法の第27条第3項の規定によりまして、算定した費用の額を委託費として支払うということとされております。

なお、応諾義務や運営基準の遵守といった点については、ほかの施設、事業との違いは

ないということで、法律の条文も含めまして御説明をさせていただきましたが、その説明を繰り返させていただきます。

次に、公定価格との関係の中で、公費負担と利用者負担の割合についてのお尋ねがございました。

平成 25 年度の予算ベースで大まかに試算をしてみますと、幼稚園の場合には 3～5 歳児が対象でございますが、公私立を通じまして公費負担となる部分が合計約 3,700 億円ほど。それから、保護者負担となる部分が約 3,500 億円ほどとなっております。

保育所のほうでございますが、これは 0～5 歳までを通じたものでございますが、公費負担となる部分が約 1 兆 2,100 億円程度。保護者負担となる部分が約 8,500 億円程度という状況でございます。

同じく資料の 8 ページ「例 2 包括的な報酬体系」というところの説明の中で「サービスに要する平均的な費用」という記述がある部分に関しまして、「サービス」という言葉についてのお尋ねがございました。

このところにつきましては、例 2 のようなやり方をとっている例としまして、介護保険制度を例として挙げているわけございまして、介護保険制度の中ではこういったサービスといった考え方でさまざまな考え方が整備されておりますけれども、そのところを例に引くことを通じましてこういった書き方になっておるわけでございますが、教育・保育といった子育ての事業に関します記述の中では、特段こういった記述は用いない方向で資料の記述はさせていただいているつもりでございます。

それから、山口委員のほうから障害児保育の一般財源化の国としての考え方というところについてのお尋ねがございました。

ここにつきましては、本日の資料の中で申しますと、43 ページのところをもう一回ご覧いただければと思いますが、この上の囲みのところでございますが、上から 2 つ目、平成 15 年度、一般財源化されたわけでございますが、「特別児童扶養手当の支給対象児童 4 人につき保育士 1 人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行う」ということになったわけございまして、障害児の範囲ということでいけば、この時点で特別児童扶養手当の支給対象になる程度の障害のある児童ということで、線を引いたわけでございます。

ただ、その後、平成 19 年度にこの措置を拡大しておりまして、この絵にもございますように、軽度障害児のところにも対象を広げております。この際に、特別児童扶養手当の支給対象児童に限定することなく、特別な支援を必要とする子どもについて加配対象を広げるということを自治体のほうにお知らせをしているわけございまして、この際、特別な支援を必要とする子ども、このところはそれぞれ自治体で判断をさせていただいているということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○長田参事官 続きまして、溜川委員から、この会議の権限との関係についてのお尋ねがございました。

まず、法律上はこの公定価格の基準については、内閣総理大臣が定めるということにされておまして、その際に子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないということでございます。

したがって、最終的には政府の責任で定めると。とりわけ、この公定価格の基準につきましても、予算とセットでございますので、当然予算編成というのは政府の責任において決定するものでございますので、政府が最終的に予算の範囲の中で決定をさせていただく。ただし、当然ながらこの子ども・子育て会議の意見をそのプロセスにおいて聞くという意味におきまして、十二分に参考にさせていただくと、そのような位置づけであるということでございます。

○小室委員 済みません、ちょっと出なくてはならないのですが、今日資料の3に入っていたシンボルマークについて1点だけ、済みませんが言ってから出たくて。

○無藤会長 どうぞ。

○小室委員 ありがとうございます。ちょっと先に話してしまって申しわけないのですが、シンボルマークについて、すごくいいなと思っているのですが、シンボルマークを広めるときに、結局それで新制度の内容は何だっけというのが、余りリンクしないで広まるような気がしています。

そういうマークは漠然とは使われるのですけれども、余り効果がないなと思っているので、保護者などが目にした際に今回新制度がどう変わるのかというようなことが、キャッチーにいつも一緒にセットになって発信されるような形でやっていただけたらいいなと思っています。

以上です。済みません。

○無藤会長 ありがとうございます。

あと、統括官のほうからお願いします。

○武川政策統括官 7,000億、3,000億の話がございました。現時点で御説明できることを申し上げたいと思います。

現在、消費税の引き上げ、10%が引き上がった折に7,000億を子ども・子育て新制度の質・量の充実の財源ということで確保されていることは事実でございます。

また一方、法案のときの国会附帯決議とか、あるいは社会保障制度改革国民会議の報告書、あるいは少子化社会対策会議決定などにおいて、さらに3,000億を確保すべきということが記述されているところでございます。

若干、このように濃淡ございます。当面、御議論をいただきたいのは、まずは7,000億を念頭にいろいろ審議をいただくことが必要かなと思っております。その際に、さらにどの程度の質の改善がさらに必要かということも視野に入れながら議論をいただきたいと考えております。

最終的には、先ほど申し上げましたように、当会議の議論を十分踏まえながら、また、今後、与党での議論も踏まえて平成27年度政府予算編成過程で決めていくことになるかと考

えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

続きまして、先ほど小室委員からも御指摘があったことがありますけれども、その他の報告事項ということで報告をお願いいたします。

○長田参事官 時間超過している中で恐縮でございます、簡潔に申し上げます。

資料3の「『子ども・子育て支援新制度』シンボルマークについて」という資料を用意させていただきました。

このシンボルマークにつきましては、新制度の広報啓発の一環といたしまして、まずは新制度に関心を持っていただく一つのきっかけとし、新制度に親しみを持っていただきたいと、そういったようなことから、このたびシンボルマークを作成いたしました。昨日、森まさこ少子化担当大臣のほうから公表させていただいたものでございます。

そのキャッチコピーなどのコンセプト等につきましては、資料をご覧いただければ思っておりますが、この制度に賛同いただきました絵本作家ののぶみさんから、無償でこのデザイン等の提供をいただいたものでございます。

もとより、先ほど小室委員からも御指摘がございましたように、中身をしっかりと固めていく、また、中身をしっかりと周知をしていくというのは当然のことでございますので、かなり基準も明らかになってまいりましたので、今後、年度末に向けて新たなパンフレット作成なども予定をしております。

そういったことと合わせながら、周知・徹底を図っていきたいと思いますので、関係各位におかれましても御協力等いただければ幸いです。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

○秋田委員 シンボルマークなのですけれども、この後ろの資料3の2枚目をご覧になると、制作のコンセプトというのが書かれております。

その中で、「新制度で充実される幼児期の学校教育・保育、子育て支援によって、」と書かれております。しかし、私たちは、乳児期から、乳幼児期の全ての時期で保育の質が高まるようにということを議論してきたはずであります。ここに関してはそれがやはり書かれるべきではないでしょうか。幼児期の学校教育はもちろん大事ですが、乳児期からの保育の質の向上を議論してきたと思いますので、もし、これが誤りでなければいいのですが、ちゃんと訂正をいただけたらと思います。どういう依頼をされてこのシンボルマークをつくられたのか。やはりここで議論してきた理念が、これがそのまま一般に広く公表され流れるのでは大変に残念に思いますので、修正をよろしくお願いいたします。

○長田参事官 この「幼児期の」というのは、学校教育という言葉にかかるとい趣旨で書かせていただきました。若干、確かに御指摘のとおりちょっと誤解をされる面があるかと思いますが、そのあたり少し表現を適正にして、しっかりと御指摘をいただいた点

が伝わるような形で対処したいと思います。御指摘、ありがとうございました。

○秋田委員 胎児期から全て、みんなで子育てをとって来たはずが、結局幼児期のところだけが書かれるのは、大事なことです。何かちょっと違うように思いますので、どうぞ修正をよろしくお願いします。

○無藤会長 秋田委員の御指摘はそのとおりでございます。

それでは、最後ですけれども、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日も長時間ありがとうございました。

次回の日程でございますけれども、1月29日14時～16時半の時間帯におきまして、本日と同様に子ども・子育て会議、親会議と基準検討部会の合同会議として開催をさせていただきたいと思っております。

合同会議開催趣旨といたしましては、幼保連携型認定こども園の保育要領（仮称）につきまして中央教育審議会または社会保障審議会のほうで議論をされておりますが、その内容についての御報告を申し上げたいということを念頭に、合同会議としての開催を想定しているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは「第11回子ども・子育て会議、第12回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～